



第42期 定時株主総会 招集ご通知

2022年3月1日から2023年2月28日まで

開催情報

日時：2023年5月24日（水曜日）

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所：東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1

神田スクエア2階 スクエアホール

【ライブ配信のご案内】

本定時株主総会はインターネットによるライブ配信を行いますので、当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネット等で議決権を行使いただき、インターネットでのご視聴をお願い申し上げます。

【株主総会資料の電子提供制度スタート】

会社法の改正に伴い、株主の皆さまによる株主総会資料の閲覧は、紙媒体から原則ウェブサイトでの閲覧に変更となりました。株主総会資料は、今回より電子提供制度のもとご送付しております。本ご通知でご案内のウェブサイトから全ての資料をご確認いただけます。



イオングループ未来ビジョン

一人ひとりの笑顔が咲く
未来のくらしを創造する



イオンフィナンシャルサービス株式会社

証券コード：8570



議決権行使が簡単に！

「スマート行使[®]」対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単に行使いただけます。

招集ご通知

証券コード8570

2023年5月8日

電子提供措置の開始日2023年5月2日

株主の皆さまへ

本店 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
本社 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地

イオンフィナンシャルサービス株式会社

代表取締役社長 藤田 健二

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまには日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトにて「第42期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.aeonfinancial.co.jp/ir/state/meeting/>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8570/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにてアクセスいただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

なお、当日ご出席の際、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年5月23日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月24日(水曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1 神田スクエア2階 スクエアホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
【報告事項】 1. 第42期(2022年3月1日から2023年2月28日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期(2022年3月1日から2023年2月28日まで) 計算書類の内容報告の件
【決議事項】
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役の報酬等の内容改定の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。
したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ・当社の新株予約権等に関する事項
 - ・業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
 - ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- (2) インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

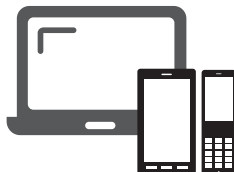
以 上

■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使に関するお願い

A

インターネット等による議決権の行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内(71頁)をご参照の上、「スマート行使」による方法、若しくは議決権行使コード・パスワード入力による方法に従って、2023年5月23日(火曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

B

書面による議決権の行使の場合



議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2023年5月23日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

C

当日ご出席の場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)また、議事資料として本冊子をご持参ください。

■インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	30
連結計算書類	
連結貸借対照表	60
連結損益計算書	61
計算書類	
貸借対照表	63
損益計算書	64
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	65
会計監査人の監査報告	67
監査役会の監査報告	69
ご参考	
インターネット等による議決権行使のご案内	71
株主インフォメーション	74
配当のご案内	75

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の株主総会の機動的な運営を図ることを目的に、株主総会招集権者及び株主総会議長の選定に関して、取締役社長以外が招集者及び議長となることを可能とするため、現行定款第11条及び第13条の規定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第10条 (記載省略)	第1条～第10条 (現行どおり)
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p>② 株主総会は、本店所在地または千葉市もしくはこれらに隣接する地において招集する。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p>② 株主総会は、本店所在地または千葉市もしくはこれらに隣接する地において招集する。</p> <p>③ <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で選定された取締役が招集する。選定された取締役に事故あるときは、取締役会で定めるところにより他の取締役がこれにあたる。</u></p>
第12条 (記載省略)	第12条 (現行どおり)
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 <u>当社の株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(議長)</p> <p>第13条 <u>株主総会の議長は、取締役会で定める。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
第14条～第39条 (記載省略)	第14条～第39条 (現行どおり)

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、取締役候補者全員は、当社の定める「取締役候補者の選任基準」を充足しており、かつ、社外取締役候補者4名については、当社の定める「社外取締役候補者の独立性基準」を充足しております。

【取締役候補者の選任基準】

1. 会社の経営理念、経営方針に関する理解があること
2. 取締役会の議案審議に必要な広範な知識と経験を具備し、あるいは経営の監督機能発揮に必要な実績と識見を有すること
3. 経営感覚及びリーダーシップに優れていること
4. 取締役にふさわしい人格及び見識があること
5. 心身ともに健康であること

【社外取締役候補者の独立性基準】

1. (1) 当社またはその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（以下「業務執行者」という）ではなく、就任の前10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者ではなかったこと
(2) その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社またはその子会社の取締役、会計参与または監査役であったことがある者（業務執行者であったことがある者を除く）に於いては、当該取締役、会計参与または監査役への就任前10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者ではなかったこと
2. (1) 当社若しくはその主要子会社（注1）を主要な取引先（注2）とする者、またはその者が法人等（注3）である場合にはその業務執行者ではなく、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
(2) 当社若しくはその主要子会社の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
3. 当社から役員報酬以外に多額（注4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家等ではないこと

4. 当社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所及び法律事務所等の社員等ではないこと
 5. 当社から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではないこと
 6. 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではないこと
 7. 次に掲げる者（重要でない者（注5）は除く）の近親者（注6）ではないこと
 - A 上記1～6に該当する者
 - B 当社及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等
- (注1) 「主要子会社」：A F S コーポレーション株式会社、株式会社イオン銀行、イオンクレジットサービス株式会社
- (注2) 「主要な取引先」：直近事業年度の連結売上高（当社の場合は経常収益）の1%以上を基準に判定
- (注3) 「法人等」：法人以外の団体も含む
- (注4) 「多額」：過去3年平均で、年間1,000万円以上
- (注5) 「重要でない者」：「重要」な者としては、会社の役員・部長クラスの者、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを指す
- (注6) 「近親者」：配偶者または二親等内の親族

■取締役候補者の一覧

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	第42期の取締役会 への出席状況
1	しらかわ しゅんすけ 白川 俊介	顧問 新任	—
2	ふじた けんじ 藤田 健二	代表取締役社長 再任	100% (18回/18回)
3	たまい みつぐ 玉井 貢	取締役兼常務執行役員 海外事業担当 再任	94% (17回/18回)
4	きさか ゆうろう 木坂 有朗	取締役兼常務執行役員 グループ経営企画担当 再任	100% (18回/18回)
5	みつふじ ともゆき 三藤 智之	取締役兼常務執行役員 グループ経営管理担当 再任	100% (18回/18回)
6	ありま かずあき 有馬 一昭	— 新任	—
7	しまかた としや 島方 俊哉	— 新任	—
8	わたなべ ひろゆき 渡邊 廣之	取締役 再任	89% (16回/18回)
9	なかしま よしみ 中島 好美	社外取締役 再任 社外 ・ 独立	100% (18回/18回)
10	やまざわ こうたろう 山澤 光太郎	社外取締役 再任 社外 ・ 独立	100% (18回/18回)
11	さくま たつや 佐久間 達哉	社外取締役 再任 社外 ・ 独立	100% (18回/18回)
12	ながさか たかし 長坂 隆	社外取締役 再任 社外 ・ 独立	100% (18回/18回)

(注) 取締役候補者の地位及び担当は、招集ご通知発送時のものです。

社外・・・社外取締役候補者 独立・・・株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員の候補者

1 しらかわ しゅんすけ 白川 俊介

新任



- 所有する当社の株式数
300株
- 生年月日
1963年11月13日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 大蔵省（現 財務省）入省
2001年1月 金融担当大臣秘書官事務取扱
2008年7月 財務省理財局計画官
2010年7月 金融庁監督局保険課長
2011年8月 金融庁検査局審査課長
2013年6月 金融庁総務企画局参事官
2016年7月 金融庁総務企画局審議官
2019年7月 金融庁総合政策局総括審議官
2021年7月 財務省関東財務局長
2023年1月 当社顧問（現任）
2023年1月 株式会社イオン銀行取締役会長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社イオン銀行取締役会長
AFSコーポレーション株式会社取締役（2023年6月就任予定）
ACS DIGITAL Berhad 取締役（2023年6月就任予定）

<取締役候補者とした理由>

大蔵省（現 財務省）入省後、金融庁総合政策局総括審議官、財務省関東財務局長等の要職を歴任してまいりました。

金融行政における豊富な経験と深い知見を有しており、大所高所から意見をいただくなど、当社の意思決定機能及び監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけるものと判断し、新たに、取締役として選任をお願いするものであります。

<特別の利害関係>

白川俊介氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2 ふじた けんじ 藤田 健二

再任



■ 所有する当社の株式数

3,469株

■ 生年月日

1969年12月4日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社
1997年 10月 JAYA JUSCO STORES SDN.BHD.（現 AEON CO. (M) BHD.）
2004年 10月 同社社長室長兼SC開発副本部長
2005年 3月 同社SC開発本部長
2007年 5月 イオン株式会社人材開発部
2009年 7月 AEON STORES (HONG KONG) CO., LTD. 管理本部長
2010年 3月 同社取締役 管理本部長
2011年 3月 イオン株式会社秘書部
2012年 3月 当社アジア事業本部 部長
2012年 6月 AEON CREDIT HOLDINGS (HONG KONG) CO., LTD.
（現 AEON Financial Service (Hong Kong) Co., Ltd.）取締役
2013年 6月 AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD 取締役
2014年 6月 AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD 代表取締役社長
2019年 4月 ACS Servicing (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役会長
2019年 6月 AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL. 代表取締役社長
2019年 12月 AEON SPECIALIZED BANK (CAMBODIA) PLC 代表取締役会長
2020年 5月 イオンクレジットサービス株式会社取締役
2020年 5月 当社代表取締役社長（現任）
2020年 6月 AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL. 取締役
2022年 5月 イオンクレジットサービス株式会社代表取締役社長（現任）
2022年 6月 株式会社イオン銀行取締役（現任）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社イオン銀行取締役

<取締役候補者とした理由>

ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社後、同社がマレーシアで展開する JAYA JUSCO STORES SDN.BHD.（現 AEON CO. (M) BHD.）SC開発本部長、AEON STORES (HONG KONG) CO., LTD. 取締役管理本部長などを経て、当社グループの海外上場会社であるAEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD 代表取締役社長及びAEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.代表取締役社長としてデジタルを用いた新たな金融サービスを創出するなど、マレーシア、タイにおける事業成長に貢献してまいりました。

当社代表取締役社長に就任後は、コロナ禍といった厳しい経営環境の中、海外事業及びグループ会社経営の経験を活かし、新たなビジネスモデルの構築を図るとともに、イオンとの連携を図りながら当社グループ経営を牽引するなど、新たな中期経営計画の実現に向けて力強いリーダーシップを発揮していることから、引き続き、選任をお願いするものであります。

<特別の利害関係>

藤田健二氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



■ 所有する当社の株式数

2,856株

■ 生年月日

1962年7月5日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年7月 当社入社
 2006年5月 当社取締役 財務経理統括部長
 2007年4月 当社取締役 財務経理本部長
 2010年3月 当社取締役 関連企業統括部長
 2011年5月 当社執行役員 関連企業統括部 関連企業管理部長
 2012年3月 イオン株式会社 グループ経営管理責任者補佐
 2012年8月 イオンモール株式会社 管理本部長
 2013年4月 同社 アセアン本部長
 2013年5月 同社取締役 アセアン本部長
 2019年4月 同社常務取締役 アセアン本部長兼デジタル推進部長
 2021年4月 同社取締役
 2021年4月 当社常務執行役員 海外事業担当
 2021年5月 当社取締役兼常務執行役員 海外事業担当
 2021年6月 AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL. 代表取締役会長（現任）
 2021年6月 AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD 取締役（現任）
 2021年9月 当社取締役兼常務執行役員 海外事業担当兼海外事業本部長
 2022年1月 ACS Trading Vietnam Co., Ltd.出資者会会長（現任）
 2022年3月 当社取締役兼常務執行役員 海外事業担当（現任）

〔重要な兼職の状況〕

AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL. 代表取締役会長
 AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD 取締役
 ACS Trading Vietnam Co., Ltd.出資者会会長

<取締役候補者とした理由>

当社入社後、取締役財務経理本部長、執行役員関連企業管理部長を経て、イオンモール株式会社常務取締役、当社取締役兼常務執行役員等の要職を務めてまいりました。

財務経理、経営管理、海外事業について豊富な経験と見識を有し、海外各国の事業環境と成長ステージを見据えた適切な指導により海外各社の収益確保に貢献していることから、引き続き、選任をお願いするものであります。

<特別の利害関係>

玉井貢氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



- 所有する当社の株式数
1,715株
- 生年月日
1974年11月26日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1997年 4 月 当社入社
 - 2003年 7 月 AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd. 営業本部 営業推進部長
 - 2006年 9 月 同社業務推進本部 副部長
 - 2007年12月 AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD クレジットカード事業統括部長
 - 2011年 3 月 同社クレジットカード事業統括部長兼新規事業開発部長
 - 2012年 6 月 当社ミャンマー駐在員事務所長
 - 2012年11月 AEON MICROFINANCE(MYANMAR)COMPANY LIMITED 代表取締役社長
 - 2019年 6 月 AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD 代表取締役社長
 - 2021年 5 月 当社取締役兼常務執行役員 グループ経営企画担当
 - 2021年 9 月 当社取締役兼常務執行役員 グループ経営企画担当兼グループ事業推進担当兼保険事業担当
 - 2021年 9 月 イオン保険サービス株式会社取締役
 - 2021年 9 月 イオン・アリアンツ生命保険株式会社取締役
 - 2022年 5 月 当社取締役兼常務執行役員 グループ経営企画担当（現任）
 - 2022年 5 月 イオンプロダクトファイナンス株式会社取締役（現任）
- 〔重要な兼職の状況〕
イオンプロダクトファイナンス株式会社取締役（2023年5月退任予定）

<取締役候補者とした理由>

当社入社後、AEON MICROFINANCE (MYANMAR) COMPANY LIMITED、AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD代表取締役社長などの要職を歴任し、新たな金融サービスを創出するなどミャンマー、マレーシアにおける事業成長に貢献してまいりました。

当社海外子会社の社長としての豊富な経営経験と見識を有し、当社グループのサステナビリティ経営を推進いただくため、引き続き、選任をお願いするものであります。

<特別の利害関係>

木坂有朗氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



■ 所有する当社の株式数

3,417株

■ 生年月日

1964年8月28日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行
 1998年 11月 同行企画部調査役
 1999年 4月 三和インターナショナルplc（ロンドン） ストラクチャードファイナンス部ヴァイス・プレジデント
 2001年 9月 同行総合資金部調査役
 2005年 2月 リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店投資銀行本部
 シニア・ヴァイス・プレジデント兼資本市場部長
 2006年 6月 イオン総合金融準備株式会社（現 株式会社イオン銀行） 市場資金グループリーダー
 2007年 10月 同行執行役員 市場資金部長
 2010年 6月 同行取締役兼執行役員 市場資金部長
 2014年 4月 同行取締役兼常務執行役員 法人営業部・資産運用部担当
 2015年 5月 同行取締役兼常務執行役員 CSR・審査・オペレーション改革、業務改革推進担当
 2015年 10月 同行取締役兼常務執行役員 審査・オペレーション改革、リスク・コンプライアンス担当
 2017年 4月 同行取締役兼常務執行役員 事業推進担当
 2019年 4月 当社リスク管理・コンプライアンス本部長兼リスク管理部長
 2019年 6月 当社取締役兼上席執行役員 リスク管理・コンプライアンス担当兼リスク管理・コンプライアンス本部長
 2019年 11月 PT. AEON CREDIT SERVICE INDONESIA コミサリス会長
 2021年 4月 当社取締役兼上席執行役員 グループリスクマネジメント担当
 2021年 5月 当社取締役兼上席執行役員 グループ経営管理担当兼グループリスクマネジメント担当
 2021年 6月 AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd. 取締役会長（現任）
 2022年 5月 当社取締役兼常務執行役員 グループ経営管理担当（現任）
 [重要な兼職の状況]
 AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd. 取締役会長

<取締役候補者とした理由>

株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行後、同行企画部、同行総合資金部、三和インターナショナルplc（ロンドン）に勤務後、リーマン・ブラザーズ証券会社 投資銀行本部資本市場部長を経て、イオン総合金融準備株式会社（現 株式会社イオン銀行）に創業時から参画し、同行取締役兼常務執行役員として、市場部門、リスク管理、オペレーション、審査、事業推進等を担当の後、当社取締役兼上席執行役員グループ経営管理担当兼グループリスクマネジメント担当などの要職を務めてまいりました。

金融業に関する豊富な経験と見識を有しており、経営管理及び財務に関する知見を当社の経営に反映いただきたく、引き続き、選任をお願いするものであります。

<特別の利害関係>

三藤智之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



- 所有する当社の株式数
0株
- 生年月日
1970年4月2日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 3月 当社入社
 2004年 8月 当社九州沖縄事業部長
 2006年 3月 当社九州四国支社長
 2008年 4月 当社首都圏支社長
 2011年 4月 イオンモール株式会社開発部長
 2012年 4月 同社新規事業開発部長
 2013年 4月 イオンクレジットサービス株式会社執行役員 ネット事業部長
 2013年 7月 同社執行役員 営業企画部長
 2014年 4月 同社執行役員 営業企画統括部長
 2014年 6月 同社執行役員 マーケティング統括部長兼当社マーケティング部長
 2015年 4月 同社事業推進統括部長
 2016年 4月 イオン株式会社4シフト推進チーム 統括リーダー
 2017年 5月 同社提携推進チーム プロジェクトリーダー
 2018年 4月 イオンエンターテイメント株式会社代表取締役社長
 2022年 4月 イオンクレジットサービス株式会社常務執行役員 法人営業担当
 2022年 5月 イオンマーケティング株式会社取締役（現任）
 2022年 5月 イオンクレジットサービス株式会社取締役兼常務執行役員 法人営業担当
 2023年 3月 同社取締役兼常務執行役員 リテール営業担当兼法人営業担当兼営業企画本部長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

イオンマーケティング株式会社取締役（2023年5月退任予定）

<取締役候補者とした理由>

当社入社後、事業部長や支社長、イオンモール株式会社 新規事業開発部長、イオン株式会社 4シフト推進チーム 統括リーダー等、グループ会社を経て、イオンエンターテイメント株式会社では代表取締役社長といった要職を務めてまいりました。今後、当社が重点的に取組みを強化していく決済事業に精通しており、その豊富な経営経験と見識を活かし、顧客基盤の拡大等の営業活動を推進いただくため、新たに、取締役として選任をお願いするものであります。

<特別の利害関係>

有馬一昭氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



■ 所有する当社の株式数

551株

■ 生年月日

1972年5月5日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年12月 当社入社
 2006年3月 当社広報課長
 2008年9月 当社社長室長
 2010年6月 AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd. 取締役営業本部長
 2012年3月 天津永旺小額貸款有限公司董事總經理
 2013年10月 永旺信用担保（中国）有限公司董事總經理
 2015年4月 ACS Trading Vietnam Co., Ltd.代表取締役社長
 2016年6月 イオンクレジットサービス株式会社営業企画部長
 2016年10月 同社審査・債権管理統括部長
 2017年6月 同社執行役員 与信管理統括部長兼与信リスク管理部長
 2018年6月 同社執行役員 与信管理本部 副本部長兼債権管理企画部長
 2018年6月 株式会社日本信用情報機構社外取締役（現任）
 2019年6月 イオンクレジットサービス株式会社取締役兼執行役員 与信管理本部長
 2021年5月 同社取締役兼常務執行役員 経営管理本部長
 2022年6月 同社取締役兼常務執行役員 経営管理本部長兼法務・リスク管理統括部長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社日本信用情報機構社外取締役（2023年6月退任予定）

イオンプロダクトファイナンス株式会社取締役（2023年5月就任予定）

<取締役候補者とした理由>

当社入社後、社長室長を経て、当社グループの海外上場会社であるAEON Credit Service(Asia)Co., Ltd.では取締役営業本部長、天津永旺小額貸款有限公司及び永旺信用担保（中国）有限公司では董事總經理、ACS Trading Vietnam Co., Ltd.では代表取締役社長を務めてまいりました。国内外での豊富な経営経験と見識を有しており、当社のリスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンス経営を推進いただくため、新たに、取締役として選任をお願いするものであります。

<特別の利害関係>

島方俊哉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



■ 所有する当社の株式数

12,246株

■ 生年月日

1958年7月17日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 伊勢甚ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社
 2006年 5月 イオン総合金融準備株式会社（現 株式会社イオン銀行）代表取締役
 2006年 9月 同行取締役 人事総務・広報統括
 2008年 4月 同行取締役兼常務執行役員 人事部・総務部担当
 2012年 6月 同行取締役兼専務執行役員 経営管理本部長
 2012年11月 当社取締役
 2014年 4月 株式会社イオン銀行代表取締役兼専務執行役員 営業本部長
 2015年 4月 同行代表取締役社長
 2016年 6月 イオンクレジットサービス株式会社取締役
 2017年 6月 当社取締役副社長
 2018年 9月 イオン株式会社執行役人事・管理担当兼リスクマネジメント管掌
 2018年10月 当社取締役（現任）
 2018年10月 株式会社イオン銀行取締役
 2021年 5月 イオンディライト株式会社取締役（現任）
 2022年 3月 イオン株式会社執行役副社長人事・管理担当兼リスクマネジメント管掌（現任）

〔重要な兼職の状況〕

イオン株式会社執行役副社長

イオンディライト株式会社取締役

<取締役候補者とした理由>

伊勢甚ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社後、同社関東カンパニー管理部長などを経て、イオン総合金融準備株式会社（現 株式会社イオン銀行）に創業時から参画し、同行取締役兼専務執行役員経営管理本部長、同行代表取締役社長と当社取締役副社長の兼務を経て、イオン株式会社執行役、執行役副社長人事・管理担当兼リスクマネジメント管掌などの要職を務めています。小売事業だけでなく金融事業において豊富な経営経験と幅広い分野での見識を有し、経営の意思決定及び監督機能強化に貢献していることから、引き続き、選任をお願いするものであります。

<特別の利害関係>

渡邊廣之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

再任

社外取締役候補者

独立役員
候補者

- 社外取締役就任年数
5年11ヶ月
- 所有する当社の株式数
0株
- 生年月日
1956年12月16日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年4月 安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社） 入行
 1982年2月 AVON Product CO.LTD., Tokyo Japan
 1990年12月 ディズニー ホームビデオ ジャパン株式会社
 1992年6月 電通 ワンダーマン ダイレクト株式会社
 1995年7月 メアリーケイ・コスメティックス株式会社
 1997年5月 シティバンクN.A. 個人金融本部バイスプレジデント
 2000年6月 ソシエテジェネラル証券株式会社 SGオンライン支社
 マーケティング・営業担当 シニア・ジェネラル マネジャー
 2002年4月 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル,Inc. (日本)
 グローバル トラベラーズチェック&プリペイドカードサービス
 担当副社長
 2003年9月 同社個人事業部門マーケティング統括 副社長
 2011年8月 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル,Inc. (シンガポ
 ール) 社長
 2014年2月 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル,Inc. (日本)
 個人事業部門アクイジション・マーケティング統括 上席副社長
 2014年4月 アメリカン・エクスプレス・ジャパン株式会社代表取締役社長
 2016年4月 事業構想大学院大学特任教授（現任）
 2017年6月 ヤマハ株式会社社外取締役
 2017年6月 当社社外取締役（現任）
 2018年6月 日本貨物鉄道株式会社社外取締役（現任）
 2018年9月 株式会社アルバック社外取締役（現任）
 2021年4月 積水ハウス株式会社社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

事業構想大学院大学特任教授
 日本貨物鉄道株式会社社外取締役
 株式会社アルバック社外取締役
 積水ハウス株式会社社外取締役

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

外資系金融会社等でマーケティング部門等の主要ポストを経て、アメリカン・エクスプレスではシンガポールならびに日本法人の社長として企業経営にあたられた後、事業構想大学院大学の特任教授を務められています。

国内外の金融事業における会社経営について豊富な経験と実績を持ち、加えて、マーケティング、デジタル、コーポレート・ガバナンス、ダイバーシティ&インクルージョンについて、卓越した見識を有されています。

当社の国内及び海外事業展開において、同氏からの的確なご意見及びご助言をいただくとともに、指名・報酬諮問委員会委員長も務めていただいております。多様な立場と視点から当社の経営にご意見ご指導をいただけるものと考え、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

<特別の利害関係>

中島好美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



■ 社外取締役就任年数

3年11ヶ月

■ 所有する当社の株式数

0株

■ 生年月日

1956年10月8日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 日本銀行入行
 1988年11月 同行香港駐在員事務所 次席駐在員
 1998年5月 同行大阪支店 営業課長
 2000年7月 同行人事局 人事課長
 2004年3月 同行函館支店長
 2006年7月 株式会社大阪証券取引所 出向
 2010年4月 同社取締役常務執行役員
 2013年1月 株式会社日本取引所グループ常務執行役員 株式会社大阪証券取引所取締役常務執行役員
 2014年6月 株式会社日本取引所グループ専務執行役員 株式会社大阪証券取引所取締役専務執行役員
 2015年4月 株式会社大阪取引所取締役副社長
 2017年4月 同社顧問
 2017年6月 当社社外監査役
 2017年6月 株式会社東京商品取引所社外取締役
 2017年7月 グローリー株式会社特別顧問
 2018年9月 ウイングアーク1st株式会社社外監査役
 2019年6月 当社社外取締役（現任）
 2019年11月 ウイングアーク1st株式会社社外取締役（現任）
 2020年5月 HiJoJo Partners株式会社社外取締役（現任）
 2021年7月 株式会社アグリメディア常勤監査役
 2022年6月 モーニングスター株式会社（現 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社）社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

ウイングアーク1st株式会社社外取締役
 HiJoJo Partners株式会社社外取締役
 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社社外取締役

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

日本銀行入行後、大阪証券取引所（現 大阪取引所）取締役、日本取引所グループ専務執行役を経て、大阪取引所取締役副社長を務められました。金融事業における会社経営について豊富な経験と実績を持ち、加えて、財務会計、コーポレート・ガバナンスについて、卓越した見識を有されています。当社の持続的な発展のための経営戦略等を中心に、幅広い視点と中長期的な市場や産業構造の変化を踏まえた同氏からの的確なご意見及びご助言をいただいていることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

<特別の利害関係>

山澤光太郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



- 社外取締役就任年数
3年11ヶ月
- 所有する当社の株式数
0株
- 生年月日
1956年10月2日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 検事任官 東京、那覇、新潟地方検察庁検事、法務省刑事局付、在米国日本大使館一等書記官等として勤務
 1999年 9月 法務省人権擁護局調査課長
 2003年 1月 同省刑事局公安課長
 2004年 6月 同局刑事課長
 2005年12月 東京地方検察庁特別捜査部副部長
 2007年 1月 同検察庁総務部長
 2008年 7月 同検察庁特別捜査部長
 2010年 7月 大津、前橋、千葉地方検察庁検事正、国連アジア極東犯罪防止研修所長、法務省法務総合研究所長を歴任
 2019年 1月 退官
 2019年 3月 株式会社bitFlyer社外取締役
 2019年 6月 当社社外取締役（現任）
 2019年11月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
 2022年 3月 株式会社パワーエックス社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕
 青山T S法律事務所弁護士
 株式会社パワーエックス社外取締役
 株式会社リケン社外取締役（2023年6月就任予定）

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

検事任官後、東京地方検察庁総務部長及び特別捜査部長を経て、国連アジア極東犯罪防止研修所所長、千葉地方検察庁検事正、法務省法務総合研究所所長といった要職を歴任された後、現在は弁護士として活躍され、法曹界における長年にわたる豊富な経験と卓越した見識を有されています。

また、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。当社のコンプライアンス及び内部統制、リスク管理体制等を中心に独立性・客観性のある的確なご意見及びご助言をいただくとともに、取引等審査委員会の委員長も務めていただいております。コンプライアンス経営の推進にあたりご指導いただくため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

<特別の利害関係>

佐久間達哉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



- 社外取締役就任年数
3年
- 所有する当社の株式数
0株
- 生年月日
1957年1月13日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 監査法人中央会計事務所 入所
 1981年 6月 公認会計士登録
 1990年 9月 中央監査法人 社員
 1998年 7月 同法人 代表社員
 2005年 5月 中央青山監査法人 監査部長
 2007年 8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）常務理事
 2010年 8月 同法人 シニアパートナー
 2019年 6月 長坂隆公認会計士事務所代表（現任）
 2019年 6月 株式会社コンテック社外取締役
 2019年 6月 特種東海製紙株式会社社外監査役
 2020年 1月 パーク24株式会社社外取締役
 2020年 5月 当社社外取締役（現任）
 2022年 6月 特種東海製紙株式会社社外取締役（現任）
 2022年11月 パーク24株式会社社外取締役監査等委員（現任）

〔重要な兼職の状況〕

長坂隆公認会計士事務所代表
 特種東海製紙株式会社社外取締役
 パーク24株式会社社外取締役監査等委員

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

長坂隆氏は、公認会計士として、中央青山監査法人監査部長、新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）常務理事、シニアパートナーを歴任された後、現在は長坂隆公認会計士事務所代表を務められています。

監査法人での担当は小売業、金融業、海外進出企業等と業種も多岐にわたり、会計監査及び内部統制における豊富な経験と卓越した見識を有されています。

また、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

当社の事業戦略、支配株主との取引及び適正性の確保等を中心に、同氏から独立性・客観性のある的確なご意見及びご助言をいただいていることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

<特別の利害関係>

長坂隆氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注1) 当社は、2013年4月に「イオンクレジットサービス株式会社」から「イオンフィナンシャルサービス株式会社」に商号変更しております。上記略歴に記載の「イオンクレジットサービス株式会社」は、同年同月に新たに設立いたしました当社子会社です。なお、2023年6月に当社は同社を吸収合併する予定であります。
- (注2) 当社の親会社であるイオン株式会社またはその子会社（当社を除く）の業務執行者であるときの地位及び担当は上記略歴に記載のとおりであります。
- (注3) 当社は、中島好美、山澤光太郎、佐久間達哉、長坂隆の各氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
- (注4) 当社は、社外取締役中島好美、山澤光太郎、佐久間達哉、長坂隆の各氏との間で、社外取締役として職務を行うにつき善意で且つ重大な過失のないときは、当社に対して賠償すべき額は200万円または法令の定める額のいずれか高い額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しており、本総会において選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (注5) 当社は、取締役（社外含む）および監査役（社外含む）全員を被保険者として役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了日前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、社外監査役高橋誠氏及び監査役福田真氏は辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。当社は、下記の事項を監査役の資格要件として定めており、渡部まき氏は、「監査役候補者の選任基準」及び「社外監査役候補者の独立性基準」を、藤本隆史氏は「監査役候補者の選任基準」を充足しております。

【監査役候補者の選任基準】

1. 様々な分野に関する豊富な知見、経験を有し、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上とすること
2. 会社の経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと
3. 中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、会社の経営の健全性と透明性を確保できること

【社外監査役候補者の独立性基準】

1. (1) 当社またはその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（以下「業務執行者」という）ではなく、就任の前10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者ではなかったこと
(2) その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社またはその子会社の取締役、会計参与または監査役であったことがある者（業務執行者であったことがある者を除く）に於いては、当該取締役、会計参与または監査役への就任前10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者ではなかったこと
2. (1) 当社若しくはその主要子会社(注1)を主要な取引先(注2)とする者、またはその者が法人等(注3)である場合にはその業務執行者ではなく、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
(2) 当社若しくはその主要子会社の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
3. 当社から役員報酬以外に多額(注4)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家等ではないこと
4. 当社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所及び法律事務所等の社員等ではないこと

5. 当社から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではないこと
 6. 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者ではないこと
 7. 次に掲げる者（重要でない者（注5）は除く）の近親者（注6）ではないこと
 - A 上記1～6に該当する者
 - B 当社及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等
- (注1) 「主要子会社」：A F S コーポレーション株式会社、株式会社イオン銀行、イオンクレジットサービス株式会社
- (注2) 「主要な取引先」：直近事業年度の連結売上高（当社の場合は経常収益）の1%以上を基準に判定
- (注3) 「法人等」：法人以外の団体も含む
- (注4) 「多額」：過去3年平均で、年間1,000万円以上
- (注5) 「重要でない者」：「重要」な者としては、会社の役員・部長クラスの者、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを指す
- (注6) 「近親者」：配偶者または二親等内の親族



■ 社外監査役就任年数

—

■ 所有する当社の株式数

0株

■ 生年月日

1965年9月7日

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年4月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社

1992年7月 同社兵庫経理課

1993年11月 同社経理部主計課

2010年3月 同社経理部長

2013年5月 イオン北海道株式会社監査役

2013年8月 イオン株式会社連結経理部長

2017年5月 株式会社メガスポーツ監査役

2017年5月 イオンモール株式会社監査役

2018年5月 同社常勤監査役（社外監査役）（現任）

〔重要な兼職の状況〕

AFSコーポレーション株式会社監査役（2023年6月就任予定）

株式会社イオン銀行監査役（2023年6月就任予定）

<社外監査役候補者とした理由>

ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社後、連結経理部長等の要職を歴任され、複数のグループ会社において監査役を務められました。

経理部門及び監査役としての豊富な経験を有しており、当社監査役として経営及び意思決定の健全性、適正性を確保するための適切な役割を果たしていただけるものと判断し、新たに、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、渡部まき氏は、イオンモール株式会社常勤監査役を当社定時株主総会開催日までに退任される予定です。

<特別の利害関係>

渡部まき氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2 ふじもと たかふみ 藤本 隆史

新任



- 所有する当社の株式数
0株
- 生年月日
1965年3月23日

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1987年4月 警察庁入庁
2011年10月 香川県警察本部長
2014年1月 警視庁生活安全部長
2015年8月 警察庁長官官房人事課長
2017年4月 警察庁長官官房首席監察官
2018年9月 警察庁長官官房総括審議官
2020年1月 大阪府警察本部長
2021年1月 警察庁刑事局長
2022年5月 イオン株式会社顧問（現任）
2022年5月 株式会社ダイエー監査役（現任）
2022年5月 イオンクレジットサービス株式会社監査役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

イオン株式会社顧問
株式会社ダイエー監査役（2023年5月退任予定）
イオンリテール株式会社監査役（2023年5月就任予定）
イオンディライト株式会社監査役（2023年5月就任予定）

<監査役候補者とした理由>

警察庁入庁後、警視庁生活安全部長、警察庁総括審議官、大阪府警察本部長、警察庁刑事局長などの要職を務められました。

警察行政に携わってきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的かつ中立的立場から、コーポレート・ガバナンスとりわけコンプライアンスの一層の強化のために適切な助言・提言をいただけるものと判断し、新たに、監査役として選任をお願いするものです。

また、イオンクレジットサービス株式会社監査役を務められ、同社のみならず、当社グループに関する知識を有しております。

<特別の利害関係>

藤本隆史氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注1) 当社は、2013年4月に「イオンクレジットサービス株式会社」から「イオンフィナンシャルサービス株式会社」に商号変更しております。上記略歴に記載の「イオンクレジットサービス株式会社」は、同年同月に新たに設立いたしました当社子会社です。なお、2023年6月に当社は同社を吸収合併する予定であります。
- (注2) 当社の親会社であるイオン株式会社またはその子会社（当社を除く）の業務執行者であるときの地位及び担当は上記略歴に記載のとおりであります。
- (注3) 当社は、取締役（社外含む）及び監査役（社外含む）全員を被保険者として役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合には、いずれの監査役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了日前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 取締役の報酬等の内容改定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社の取締役報酬は、金銭による報酬は基本報酬及び業績報酬、金銭以外の報酬は中長期インセンティブとして株式報酬型ストックオプションで構成されます。なお、社外取締役への報酬は、基本報酬のみとしております。

取締役報酬の上限額については、2015年6月24日開催の第34期定時株主総会において、年額5億5000万円以内として、このうち金銭による報酬額は年額4億円以内（うち社外取締役分は年額5000万円以内）、株式報酬型ストックオプションの公正価値分として年額1億5000万円以内とすることをご承認いただいております。2022年5月23日開催の第41期定時株主総会で金銭による報酬額のうち社外取締役分について年額1億円以内と変更することをご承認いただいております。

また、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の総数は、2007年5月15日開催の第26期定時株主総会において200個（当社普通株式20,000株）を1年間の上限とすることをご承認いただき、今日に至っております。

今般、2023年4月11日開催の取締役会決議により取締役に対する報酬と当社の業績や株価との連動性をより高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションに関してより連動性を高めることとし、役員報酬制度を一部、改定することに伴い、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の総数の上限の改定を提案するものであります。

今回の改定は、上記の目的から役員報酬制度を改定することに伴うものであり、取締役の報酬額の上限は変更しないこと、また社外取締役が過半数で構成される指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定していることから、本議案は相当であると考えております。

なお、現在の取締役は12名（うち社外取締役は4名）ですが、第2号議案「取締役12名選任の件」が原案のとおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

2. 改定の内容

新株予約権の総数、1年間の上限を200個から400個に改定するものであります。

なお、取締役の報酬額の総額（年額5億5000万円以内）、このうち金銭による報酬額として業績報酬を含めて年額4億円以内、株式報酬型ストックオプション公正価値分として年額1億5000万円以内とすることは変更いたしません。

【株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由】

当制度は、取締役が継続的な業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としております。

【新株予約権の概要】

(1) 新株予約権の総数

- 400個を上限とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式100株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行される当社普通株式は40,000株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- (3) 新株予約権の発行価額
新株予約権の発行価格は、発行日における当社普通株式の1株あたりの終値に基づくブラック・ショールズ・モデル等の算出方法による公正価格とする。
- (4) 新株予約権の払込金額
新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。なお、金銭の払い込みを要しないことは有利発行には該当しない。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。
なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割(または併合)の比率})$$
- (6) 新株予約権を行使できる期間
新株予約権の発行日より1箇月経過した日から15年間とする。
- (7) その他新株予約権の行使の条件
①新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割

- して行使することはできないものとする。
- (8) 新株予約権の消却事由及び消却の条件等
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
 - ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして、取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。
 - (ア) 法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
 - (イ) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (ウ) 当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合
 - (エ) (10) に定める権利承継者が死亡した場合
 - (オ) 新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
 - ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得し消却する。
- (9) 新株予約権の譲渡禁止
新株予約権者及び(10)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
- (10) 新株予約権の相続
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (11) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。
- ①合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ②吸収分割
吸収分割する株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(12) 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13) 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14) その他の事項

その他の新株予約権の内容については、取締役会決議により決定する。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 連結業績の状況

当社は、中期経営計画（2021年度～2025年度）の基本方針を「第二の創業 バリューチェーンの革新とネットワークの創造」と定め、グループの成長に向けた改革を進めております。国内では、イオングループのID共通化に向けた投資及び基盤整備を進めるとともに、グループ共通ポイントを活用した利便性向上やコード決済「AEON Pay」の利用促進を中心としたキャッシュレス化の推進、Webからの申込みや各種手続きが可能なオンラインサービスの拡充に取り組みました。海外では、各種商品の申込みからご利用までをスマートフォンで完結するためのアプリの開発や機能向上に加えて、与信・債権管理の高度化を通じ、デジタル金融包摂の進展に取り組みました。

当期は、展開国・地域において、新型コロナウイルス感染症による影響から経済活動が回復する中、お客さまの消費動向の変化に対応した販促施策の実施による各種取扱高の拡大を図りました。国内外ともにカードショッピング取扱高及び債権残高が伸長したことに加えて、国際事業において個人ローンや個品割賦残高が拡大し、連結営業収益は4,517億67百万円となりました。国内における「収益認識に関する会計基準」の適用による収益減少（374億1百万円）の影響を除くと前期比増収となりました。連結営業利益は、国内における営業債権残高積上げの進捗が当期後半に遅れた影響等により、588億59百万円（前期差7百万円増）、連結経常利益は615億47百万円（前期比2.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は306億77百万円（前期比1.5%増）となりました。

当連結会計年度における経営成績は次の通りです。

(単位：百万円)

	前 期	当 期	増 減 額	増 減 率
営業収益	470,657	451,767 (489,168)	△18,890 (18,511)	－ (3.9%)
営業利益	58,852	58,859	7	0.0%
経常利益	59,944	61,547	1,603	2.7%
親会社株主に帰属する 当期純利益	30,212	30,677	464	1.5%

(注) 「収益認識に関する会計基準」等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。括弧内は、「収益認識に関する会計基準」等を適用前の数値を算出して、参考までに記載しております。

当連結会計年度におけるセグメント業績は次の通りです。

(単位：百万円)

部 門		営 業 収 益			営 業 利 益		
		前 期	当 期	前 期 比	前 期	当 期	前 期 比
国 内	リ テ ー ル	213,578	167,877 (203,086)	－ (△4.9%)	8,090	3,872	△52.1%
	ソ リ ュ ー シ ョ ン	178,847	176,358 (178,719)	－ (△0.1%)	17,836	14,287	△19.9%
国 際	中 華 圏	15,743	22,462	42.7%	5,530	7,716	39.5%
	メ コ ン 圏	72,416	86,020	18.8%	15,298	18,997	24.2%
	マ レ ー 圏	49,980	60,901	21.9%	12,977	15,716	21.1%
合 計		530,566	513,621	－	59,732	60,590	1.4%
調 整 額		△59,908	△61,854 (△62,021)	－	△879	△1,731	－
連 結		470,657	451,767 (489,168)	－ (3.9%)	58,852	58,859	0.0%

(注) 「収益認識に関する会計基準」等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。括弧内は、「収益認識に関する会計基準」等を適用前の数値を算出して、参考までに記載しております。

②セグメントの状況

国内・リテール

リテール事業では、株式会社イオン銀行（以下、同社）が、お買い物の際にご来店いただける強みを活かした、リアル店舗でのご相談ニーズへの対応に継続して取り組むとともに、Webからのお申込みやオンラインでのご相談できる取組みを推進しています。9月21日より、「オンライン相談サービス」に投資信託・外貨預金・各種ローンのご相談、受付に加えて申込みまで完結いただける機能を追加しました。ご自宅等ご都合のよい場所から店舗と同じ担当者に相談いただけることに加え、お客さまが操作する画面を共有できる機能を追加したことで、従来のご相談・お問い合わせをよりわかりやすくお客さまにご案内できるよう利便性が向上しました。

住宅ローンにおいては、全疾病団信の上乗せ金利ゼロやがん保障付住宅ローンの上乗せ金利引下げを継続するとともに、1月より変動金利の引下げを実施し、同社の居住用住宅ローン貸出金残高は2兆6,609億17百万円（期首差1,286億5百万円増）となりました。また、2023年3月より、同社住宅ローンご契約者さまの限定特典で、イオングループでのお買い物が毎日5%割引となる「イオンセレクトクラブ」の対象者及び特典内容を拡充する改定を行い、有効期間をこれまでの5年から対象ローンのご完済までに変更することで、より多くのお客さまに長くご利用いただけるようになりました。当社グループのサービスをご利用いただくことにより、お客さまのライフステージに合わせた商品のご提案を長期に亘って継続し、新たな価値を提供するクロスセルに取り組んでまいります。

資産形成サービスでは、円預金より高い利回りを魅力とする合同運用指定金銭信託として、「利回りの賢人」を4月に、「イオンフィナンシャルサービス株式会社第1号」を1月に募集開始し、いずれも早期に完売するなど好調に推移しました。また、高齢化社会における相続ニーズに対応するため、5月に株式会社山田エスクロー信託との業務提携により開始した遺言信託及び遺産整理の相続関連業務は、順次取り扱い店舗を拡大し、全国へ展開しております。

カードキャッシングは、レジャーや旅行等外出需要の回復による資金ニーズを取り込むキャンペーン施策の実施に加えて、ネットキャッシングの強化やアウトバウンドコールによる利用促進に取り組みましたが、債権残高は3,953億11百万円（期首差20億83百万円減）と期首より減少しました。

当期末における同社の預金口座数は、イオンカードセレクト（キャッシュカード一体型イオンカード）の会員数の増加やイオン銀行15周年キャンペーンの実施等により、828万口座（期首差41万口座増）、預金口座残高は4兆3,997億15百万円（期首差2,189億30百万円増）となりました。

イオン・アリアンツ生命保険株式会社では、当社グループ各社が取り扱う住宅ローン、ワンルームマンションローン及びリフォームローン向けに提供している団体信用生命保険を継続して推進しました。

これらの結果、国内・リテール事業の営業収益は1,678億77百万円、営業利益は業容の拡大に向けた投資及び人材教育等の投資を推進したことにより38億72百万円（前期比52.1%減）となりました。

国内・ソリューション

ソリューション事業では、11月よりイオンカードのデザインリニューアルを記念したキャンペーンの実施や若年層に人気のある「イオンカード（ミニオンズ）」、「TGC CARD」、「イオンカード（桜坂46）」を中心に店頭やWebでの募集を強化した結果、当連結会計年度の新規会員登録数は181万件と伸長し、国内カード有効会員数は3,082万名（期首差73万名増）となりました。

カードショッピングは、新型コロナウイルス感染症による影響からレジャーや旅行代理店及び公共交通機関での利用が回復している一方で、日用品を販売する業種では、物価上昇による生活防衛意識の高まりによる影響を受けております。当社は、生活必需品を販売するイオングループ店舗でのWAON POINT上乘せ企画やバーコード決済「AEON Pay」の利用促進企画を実施したことに加え、旅行代理店とのポイント還元企画や公共料金支払い登録キャンペーン等の販売促進企画を実施しました。さらに、各地域において独自の販促施策を実施することで、継続的な利用の促進を図っております。

また、イオングループのトータルアプリ「iAEON」並びにコード決済「AEON Pay」の利用促進に向けて、複合レジャー施設やアパレル、飲食店に加えて、家電量販店やホテル等外部加盟店を順次拡大するとともに、「AEON Pay」決済でWAON POINTを上乘せするキャンペーン等を実施しました。10月5日よりイオンカード公式アプリ「イオンウォレット」に「AEON Pay」機能を搭載したことで、「イオンウォレット」ではイオンカードのご利用明細やポイント確認、お得なクーポンやキャンペーン情報の取得に加えて、「AEON Pay」加盟店でのお支払いにも利用できるようになりました。

さらに、7月5日よりイオンカード決済による投資一任サービス「WealthNavi for AEON CARD」を開始し、資産運用と同時にWAON POINTもためることができるなど、イオンカードの付加価値向上に努めています。

これにより、当連結会計年度累計期間におけるカードショッピング取扱高は6兆5,292億20百万円（前期比9.4%増）となりました。また、ショッピングリボご利用キャンペーンやリボ変更可能期間の延長施策等により、ショッピングリボ・分割払い残高は2,653億62百万円（期首差206億32百万円増）と回復しています。

個品割賦事業においては、半導体不足に起因する新車納期の遅れや中古車の流通不足等の影響が継続しており、個品割賦の取扱高は1,932億79百万円（前期比2.7%増）と前年より増加していますが、債権残高は低調な推移となりました。

これらの結果、国内・ソリューション事業の営業収益は1,763億58百万円、営業利益はセキュリティ強化や生産性向上に向けたIT投資の増加等により142億87百万円（前期比19.9%減）となりました。

なお、子会社のイオンプロダクトファイナンス株式会社（以下、同社）は、2022年4月15日に関東経済産業局より、割賦販売法に基づく業務改善命令を受け、業務運営体制を見直したうえで外部専門家の知見を取り入れ内部統制システムの再整備を実施するなど再発防止策を講じるとともに、コンプライ

アンス遵守の企業風土構築に向けた取組みを進めております。当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、真摯に反省するとともに、引き続き同社のガバナンス体制の再構築及び管理・監督を強化することにより、お客さまの利益保護と法令遵守の徹底に取り組んでまいります。

国際・中華圏

中華圏では、香港の現地法人AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd.は、コロナ禍における活動制限が厳格化された第1四半期は厳しい環境下にありましたが、お客さまの生活の変化に合わせたオンラインでの利用促進のほか、積極的なキャンペーンの実施など機動的に利用施策を推進し、カードショッピング取扱高は1,498億40百万円（前期比49.9%増）となりました。また、イオングループの小売事業AEON Stores (Hong Kong) Co., Ltd.の全店（82店舗）で受託を開始したアフワイアリング業務において、銀聯QRコード決済の導入を開始するなど協業を強化しました。

4月に若年層をターゲットとして発行を開始した「AEON CARD WAKUWAKU」は、キャッシュバック特典の訴求に加えて、訪日需要の回復に合わせて日本でのご利用で還元率を上乗せする販促企画等を実施したことで、新たな会員の獲得に繋がりました。また、4月より同エリアで普及しているスマホ決済「WeChat Pay」へのイオンカードの紐づけを可能とし、共同販促キャンペーンを実施するなど、お客さまの多様な決済ニーズに対応しました。

カードキャッシングや個人ローンにおいては、与信政策の高度化と業務フローの見直しにより、引き続き与信精度向上と審査スピード改善に取り組むとともに、お客さまニーズに合わせて、支店でのコンサルティング営業、モバイルアプリ、テレマーケティングといった営業チャネルの最適化を進めました。これにより、カードキャッシング取扱高は351億59百万円（前期比85.5%増）、ローン取扱高は234億32百万円（前期比65.8%増）と大きく伸長しました。

また、10月よりChubb生命保険会社と提携し、テレマーケティングやWebでの医療保険等の販売に加えて、対面での貯蓄販売を開始しており、今後フィービジネス拡大による収益源の多様化を目指してまいります。

中国事業については、華南エリアでのビジネス拡大に向けて、バックオフィス業務及び経営資源の集約を進め、よりシームレスでスピーディーな体制の構築及び内部統制を強化しました。AEON MICRO FINANCE(SHENZHEN)では、無担保ローンの取扱いを再開しており、同エリアでの事業拡大を図っております。

これらの結果、中華圏の営業収益は224億62百万円（前期比42.7%増）、営業利益は77億16百万円（前期比39.5%増）と伸長しました。

国際・メコン圏

メコン圏では、タイの現地法人AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.(以下、ATS)が、会社設立30周年記念企画や観光需要の回復に合わせてタイ国際航空との提携カードである「AEON Royal Orchid Plus Cards」利用促進施策等を実施しました。また、取扱高が拡大しているオンライン需要の取り込みを強化すべく、提携先の大手ECサイト「Shopee」や「Lazada」との販促企画を積極的に実施したことで、メコン圏のカードショッピング取扱高は1,673億27百万円（前期比46.1%増）と伸長しました。

また、ATSは9月に、eKYC(オンライン本人認証)の認可を取得し、モバイルアプリでの申込受付を本格的に開始しました。これにより、審査書類のペーパーレス化及び審査時間の短縮を図るとともに、スコアリングモデルの精緻化により審査精度の向上に繋げております。さらに、個人ローンでは、お客さまへのプラスチックカード発行を廃止し、モバイルアプリによるバーチャルカードに移行するなど、CO₂排出削減に向けた取組みやデジタル化を推進しており、取扱高は934億48百万円（前期比27.1%増）となりました。

なお、ATSが2021年4月に現地企業との合併により設立した新会社Rabbit Cash Company Limitedは、2022年5月に「ナノファイナンス」のライセンスを取得し、従来の審査方法では信用力の測定が困難であったお客さまに対して、売上や購買履歴等から信用リスクを判断することで小口ローンを提供することが可能となりました。

加えて、ATSは5月にオンラインでの保険販売の許可を取得し、6月よりモバイルアプリで自動車保険・旅行保険（国内・海外）・がん保険の販売を開始しました。アプリ上で保険を選択してイオンカードでの決済まで完了できるなど、お客さまの利便性向上と更なる生産性の改善に繋げております。

これらの結果、メコン圏の営業収益は、860億20百万円（前期比18.8%増）、営業利益は、営業債権増加に伴い貸倒引当金繰入額が増加傾向にあるものの、各種取扱高の伸長により、189億97百万円（前期比24.2%増）となりました。

国際・マレー圏

マレー圏では、マレーシアの現地法人AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD(以下、ACSM)が、イオングループの小売事業AEON CO. (M) BHD.とコロナ禍で中断していた「イオン感謝デー」の再開等による共同販促施策やオンライン決済取扱高拡大に向けたカード利用キャンペーン等を継続して実施しました。これにより、マレー圏のカードショッピング取扱高は491億56百万円（前期比25.1%増）となりました。

また、バイクローンにおいて、第1四半期から回復してきたバイクの供給に合わせて、メーカーとの新型モデル発売キャンペーンや主要加盟店とのインセンティブキャンペーン等積極的に共同販売促進企画を実施しました。また、個品割賦申込みにおいて、スマートフォンを活用したeKYC(オンライン本人認証)や外部信用情報を活用した即時仮与信を導入し、審査時間の短縮と債権の良質化に努め、マレー

圏の個品割賦の取扱高は1,022億3百万円（前期比59.3%増）となりました。

個人ローンは、消費環境の回復による需要拡大を取り込むため、利用額に応じたキャッシュバックキャンペーンの実施等により、取扱高は471億59百万円（前期比68.1%増）となりました。

さらに、モバイルアプリ「イオンウォレット」をリニューアルし、お客さまの利便性を向上するとともに、クレジットカードや個人ローンの申込み機能を組み込むことでクロスセルの推進を図るなど、サービスのデジタル化や業務プロセスの変革に取り組みました。

これらの結果、マレー圏の営業収益は609億1百万円（前期比21.9%増）、営業利益は157億16百万円（前期比21.1%増）となりました。

なお、4月に当社とACSMは共同で、マレーシアで初となるデジタルバンクライセンスを取得し、2023年度中の事業開始に向けて準備を進めています。これまでマレーシアで培ってきたイオングループのノウハウに最新技術を掛け合わせ、顧客基盤の更なる拡充を図るとともに、提供する金融サービスの多様化を実現してまいります。

③サステナビリティの取組

当社グループは、誰もが心豊かで幸せに暮らせる持続可能な社会を実現し、平和に貢献することを旨とする「サステナビリティ基本方針」を掲げ、取締役会からの委嘱を受けたサステナビリティ委員会において、サステナビリティに関する事項を総合的・専門的に協議・検討した上で事業活動を通じた社会課題の解決を推進しております。2021年11月、中長期的に当社事業へ影響を及ぼす可能性のある重要な社会課題（マテリアリティ）を特定し、「革新的な金融サービスを通じた幸せの追求」や「人材の多様性と可能性の発揮」、「レジリエントな経営基盤の確立」、「気候変動等への対応」を経営の重要課題に位置づけ、グループ各社が主体的に事業戦略へ統合を進めております。

まず、「革新的な金融サービスを通じた幸せの追求」に対し、日本国内において、コード決済サービス「AEON Pay」を開始し、お買い物の利便性向上に取り組んでいます。海外では、マレーシアにおいて、AIを活用した審査や与信の自動化によりイオングループのお客さまに新たな金融体験や価値をご提供するデジタルバンク事業を始動しました。

また、日本での成人年齢の引き下げ等に伴い、若年層の金融リテラシー向上に貢献すべく、高校生や大学生、専門学校生等を対象とした資産形成や金融取引上のリスクに関する出張授業や寄付講座等に継続して取り組みました。

AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD及びAeon Credit Service (Asia) Co., Ltd.は、当社グループで初となるサステナビリティ・リンク・ローンの融資契約を締結しました。環境・社会面において持続可能な経済活動及び経済成長を促進・支援することを目指し、金利等の借入れ条件をサステナビリティ目標達成に連動させることで実効性を高めてまいります。

次に、「人材の多様性と可能性の発揮」については、当社及び各子会社がイノベーションを通じて戦略目標を達成し、事業を持続的に成長させるため、高度で幅広い知見を有する従業員の育成とマネジメ

ントの強化を推進しました。この一環として開設したAFSアカデミーは、従業員の育成並びに金融リテラシー教育の中心的な役割を担います。また、当社グループは、常にお客さま満足を追求するために一人ひとりの従業員が、心身ともに健康で、活力に満ちた存在であることが必須であると考え、グループを挙げて健康経営の推進に努めております。今年度においてはイオンクレジットサービス株式会社、及びイー・シー・エス債権管理回収株式会社が健康経営優良法人2023の「ホワイト500」に認定されたほか、グループ8社が健康経営優良法人2023に認定されました。

「レジリエントな経営基盤の確立」については、当社グループ各社のビジネス及び展開地域ごとに関連する法規制、業界の自主規制や慣行及びステークホルダーの状況等の整理と把握を行い、臨機に対処できるよう準備を進めました。また、当社グループが提供する各種サービスの安定的かつ継続的な提供のため、サプライチェーンの整理と把握を行い、各関係先との連携強化に取り組みました。さらに、世界各地での政情不安やサイバーリスクの顕在化を踏まえ、国内外グループ各社において研修による知識習得や不審メール対応訓練等情報セキュリティ対策の強化に取り組みました。地震、水害、その他の事象を想定した危機対応訓練は、展開地域ごとに多様な被害シナリオをもとに実施しました。

最後に「気候変動等への対応」については、イオングループの「脱炭素ビジョン」に則り、2040年を目途に、店舗で排出するCO₂をネットゼロとする取組みを推進しております。また、気候変動に係る国際的な情報開示フレームワーク「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：「TCFD」）に則り、温室効果ガス（GHG）排出量の算定や気候変動シナリオ分析等を通じて、気候変動が当社グループ事業へ及ぼすリスクと機会を把握し、取組みの進化と情報開示の充実を図り、脱炭素社会の実現への貢献を進めております。

さらに、世界的な海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、イオングループが今年度より全国各地で開始した海ごみクリーンアップ活動（ハートフルボランティア）に当社グループ従業員も積極的に参加し、地域住民の皆さまとともに活動しました。加えて、従業員による森づくりの推進や環境教育、並びに里山・森林活動の普及・啓発を目的に、公益財団法人イオン環境財団及びイオン株式会社と連携しながら、千葉県君津市において「イオンの森づくり」を実施しました。

当社グループは、社会貢献活動として、東日本大震災による津波で農地に大きな塩害を受けた地域での復興支援活動として2017年より福島県いわき市で綿花収穫ボランティアを実施しています。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い休止していた本活動を再開し、グループ従業員が参加しました。このほか、不要になった本の売却益を寄付する「本棚チャリティ」や雑巾の資材を寄贈する「復興ぞうきんプロジェクト」等、東北復興へ向けたグループ従業員の思いを届けるボランティア活動を継続して実施しております。

また、当社グループを含むイオングループの主要企業が税引前利益の1%相当額を拠出する公益財団法人イオンワンパーセントクラブと協働し、「イオン ウクライナ子ども救済募金」において、クレジットカードによるキャッシュレスでの寄付を募ったほか、各地のイオンモールにて子どもたちへの金融教育イベントを開催しました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境として、展開国・地域においては、新型コロナウイルス感染症との共存に軸足を置いた政策運営に転じつつ、経済は緩やかな回復基調にあるものの、様々な国際情勢の影響を受け、金利上昇、原材料費やエネルギー価格の高騰等、市況に大幅な変動が生じております。また、将来の不安から個人金融資産を見直す契機にもなっており、加えて、コロナ後を意識したお客さまの生活様式や行動様式は定着し、非対面での取引ニーズがより一層高まっています。

このような状況下において、当社は大きな転換期を迎えております。2021年度に中期経営計画（2021年度～2025年度）を策定し、「第二の創業：バリューチェーンの革新とネットワークの創造」を定めました。今期、国内事業においては、イオングループ全体のトータルアプリ「iAEON」のコード決済である「AEON Pay」を起点に、グループを挙げたキャッシュレスの推進及びお客さまのさらなる利便性向上を図り、海外事業においては、マレーシアでのデジタルバンクのライセンス取得を始めとした、次の成長ステージに向けた準備を着実に進めています。

国内外ともに、デジタルトランスフォーメーション（DX）、ヘルス&ウェルネス、そしてESGを重点テーマとして、各国にて取組みを図り、中期経営計画の実現性をより一層高めてまいります。

<国内事業における重点施策>

①イオン生活圏の構築に向けたインフラづくり

イオングループでは、グループ各社の総合力を組み合わせ、地域に根差した商品・サービス・生活基盤をシームレスに提供することでイオン生活圏を創造し、お客さまの生活を豊かにしていくことを成長戦略の一つとして掲げております。

当社グループは、その「イオン生活圏」を金融サービスでつなぐインフラづくりの役割を担い、お客さまの生活に密接に関わる決済サービスの利便性向上を進めてまいります。「iAEON」におけるコード決済「AEON Pay」を「イオンウォレット」にも搭載し、決済機能の拡充を図っています。

また、2021年度のポイント制度変更により利用しやすくなったWAON POINTの利用加盟店をグループ内だけではなくグループ外にも順次拡大していくことに加え、AEON Pay利用加盟店もグループ外へと順次拡大しています。当社は今後もお客さまの生活を豊かにするために、キャッシュレスの推進を図ってまいります。

加えて、日々の生活で決済をご利用いただくお客さまに対して、健康増進型保険や投資信託等の資産形成商品を提案・販売することにより、お客さまとのより密接な関係性を築き上げてまいります。

②地域・お客さまの生活インフラニーズの取り込み

地方公共団体への地域通貨、地域ポイントや地域商品券発行事業の支援は対象地域を拡大し、地域の健康ポイント、環境ポイント等地域の特性に応じた発行支援を手掛けてまいります。また、各地域特性に応じた特典の提供を行うことで、地域のお客さまの生活に根差したサービスを提供してまいります。

③リスク・コストコントロール能力の向上

AIを活用したスコアリング等による与信・債権管理の高度化に継続的に取り組んでまいります。また、クレジットカードの不正利用が増加している中で、当社としては利用通知サービスを活用した不正防止に取り組み、お客さまの日々の生活に安全と安心を提供できるように取り組めます。

社会情勢の変化より、お客さまの非対面での取引ニーズが高まっていることに対して、当社として>Contactセンター・アプリをベースに、リアルとデジタルのタッチポイントをシームレスに提供し、お客さまの個々のニーズに合わせてご利用いただけるよう、サービスを見直してまいります。

<国際事業における重点施策>

①各国でのデジタル金融包摂の実行

アジア各国において、デジタル金融包摂は各国政府にとって重要施策の一つと位置づけられております。マレーシアでは、2022年4月にデジタルバンクのライセンスを取得し、2023年度内の開業を目指して、現在準備を進めております。今後は、デジタルバンク事業の開始に向け、AI分析など最新技術を導入し、お客さまの収入の変動やライフステージの進展による金融ニーズの変化に対して、継続して当社グループのサービスをご利用いただけるよう、商品サービスを順次準備してまいります。また、タイでは、データ分析による新たな審査手法により、個人事業主への少額融資を可能にするデジタルレンディングを本格稼働することにより、新たな顧客獲得につなげてまいります。

②事業・提供商品・展開エリアの拡大

展開国の中で先行するタイ・マレーシア等高所得者層が増加している地域においては、お客さまニーズの多様化、保険、資産形成商品の拡大や有力パートナーとの提携による事業の多角化等、積極的に事業ポートフォリオの拡大を図ります。

また、インドネシア、カンボジア、ベトナム等の新たな成長エリアにおいては、グループ内ポイントの共通化などの取組みを強化していき、提供商品の拡大による新たな顧客層を獲得してまいります。

③都市と地方のニーズの違いに対応したエリア戦略立案

各国・エリアによって異なるお客さまニーズ、人口動態、都市間・産業間で異なる新型コロナウイルス感染症の影響等を見極め、エリア特性に応じた最適なサービスを提供してまいります。

(3) 設備投資の状況

(単位：百万円)

	国内・リテール	国内・ソリューション	国際・中華圏	国際・メコン圏	国際・マレー圏
設備投資の総額	7,111	26,898	903	3,482	1,381

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 資金調達の状況

当社は財務面において子会社資金調達の一元化や、調達期間の長期化、調達手法の多様化等により、手元流動性と財務安定性を確保することに注力しています。その一環として、当連結会計年度は、総額500億円の無担保社債の発行を実施いたしました。

発行銘柄	発行額	発行日	償還期日
第18回無担保社債	50億円	2022年11月1日	2025年10月31日
第19回無担保社債	50億円	2022年11月1日	2027年11月1日
第20回無担保社債	200億円	2023年2月24日	2026年2月24日
第21回無担保社債	200億円	2023年2月24日	2028年2月24日

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併及び吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

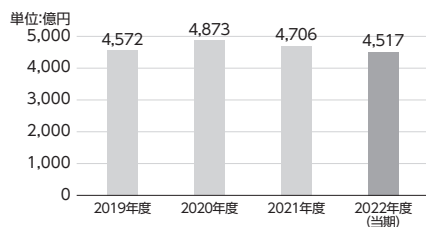
(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

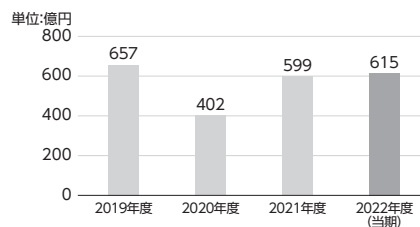
(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当期)
営業収益	457,280	487,309	470,657	451,767
経常利益	65,797	40,238	59,944	61,547
親会社株主に帰属する 当期純利益	34,149	17,693	30,212	30,677
1株当たり当期純利益	158円25銭	81円99銭	139円98銭	142円13銭
純資産	459,075	474,667	509,055	541,133
総資産	5,781,370	6,123,721	6,278,586	6,659,468
1株当たり純資産	1,823円05銭	1,860円08銭	1,965円47銭	2,014円29銭

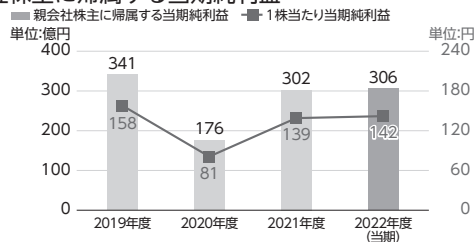
営業収益



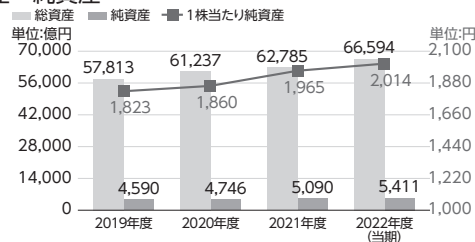
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



総資産・純資産



(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当社グループは2019年度より決算期を2月末に変更しており、2019年度は2019年4月1日から2020年2月29日までの11ヶ月間となっております。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当期)
営 業 収 益	23,400	22,252	21,264	17,493
当 期 純 利 益	12,382	8,529	10,474	8,702
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	57円38銭	39円52銭	48円53銭	40円32銭
純 資 産	216,573	215,862	217,321	213,712
総 資 産	611,056	685,719	733,686	791,954
1 株 当 たり 純 資 産	1,003円20銭	999円94銭	1,006円72銭	990円00銭

(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

- 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
- 当社は2019年度より決算期を2月末に変更しており、2019年度は2019年4月1日から2020年2月29日までの11ヶ月間となっております。
- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する議決権比率	当社との関係
イオン株式会社	220,007百万円	48.22%	ブランドロイヤルティの支払

(i) 当社と親会社との間で当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約はありません。

(ii) 当社は、親会社との間でブランドロイヤルティに関する取引を実施しておりますが、この取引については、取締役会において親会社等と利害関係のある取締役を除いて審議し決議するように留意しています。また、上記の取締役会においては、当該取引の必要性及び取引条件の合理性を十分審議して、当社の利益を害さないものであることを確認した上で、決議しております。

(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2.親会社が有する当社の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
AFSコーポレーション株式会社	2,000百万円	100.00%	銀行持株会社
株式会社イオン銀行	51,250百万円	100.00% (100.00%)	銀行事業及びクレジット事業
イオンクレジットサービス株式会社	500百万円	100.00%	プロセッシング事業及び銀行代理業
イオンプロダクトファイナンス株式会社	3,910百万円	100.00%	信用購入あっせん業
イオン保険サービス株式会社	250百万円	99.02%	保険代理店事業
イオン住宅ローンサービス株式会社	3,340百万円	100.00% (100.00%)	住宅ローン事業
ACSリース株式会社	250百万円	100.00%	リース業
エー・シー・エス債権管理回収株式会社	600百万円	99.50%	サービサー事業
イオン・アリアンツ生命保険株式会社	19,749百万円	60.00%	保険業
AEON Financial Service (Hong Kong) Co., Ltd.	13,541百万円 (740百万人民元)	100.00%	中国事業統括会社
AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd.	4,675百万円 (269百万香港ドル)	54.04% (54.04%)	クレジット事業
AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.	973百万円 (250百万タイバート)	54.32% (19.20%)	クレジット事業
AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD	17,835百万円 (584百万マレーシアリングギット)	61.50%	クレジット事業

(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2.資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。

3.当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4.当社が有する子会社等の議決権比率欄の()は、内数で間接所有割合であります。

5.AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd.は香港証券取引所に上場しております。

6.AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.はタイ証券取引所に上場しております。

7.AEON CREDIT SERVICE(M) BERHADはマレーシア証券取引所に上場しております。

8.上記のほか、国内に1社、香港、タイ、マレーシア、中国、台湾、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、カンボジア、ラオス、ミャンマーの各国・地域に17社の子会社があります。

9.当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	A F S コーポレーション株式会社	株式会社イオン銀行
特定完全子会社の住所	東京都千代田区	東京都千代田区
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	244,046百万円	237,592百万円
当社の総資産額	791,954百万円	791,954百万円

10.当社は、2022年11月24日開催の取締役会において、効力発生日を2023年3月1日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の連結子会社であるイオンクレジットサービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを内容とする吸収合併契約（以下、「本合併契約」という）を決議し、2022年12月1日付で本合併契約を締結いたしました。その後、鋭意統合に向けた事務手続きを実施してまいりましたが、当初の見込み以上の期間を要していることから、合併期日において円滑な統合を図るため、2023年2月21日開催の取締役会において、本合併契約の効力発生日を2023年6月1日に変更することを決議いたしました。

(11) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社31社並びに持分法適用関連会社1社で構成され、当社の親会社であるイオン株式会社を中核にグループ各社が一体となり、それぞれの地域において包括信用購入あっせん、個別信用購入あっせん、融資、銀行業、業務代行サービサー（債権管理・回収）等の金融サービス事業を主に行っており、各社がお客さまと直結した事業活動を展開しております。

(12) 主要な営業所等（2023年2月28日現在）

① 当社

本社 東京都千代田区

② 子会社

会社名	所在地
A F S コーポレーション株式会社	東京都千代田区
株式会社イオン銀行	東京都千代田区
イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区
イオンプロダクトファイナンス株式会社	東京都千代田区
イオン保険サービス株式会社	千葉県千葉市
イオン住宅ローンサービス株式会社	東京都千代田区
A C S リース株式会社	東京都千代田区
エー・シー・エス債権管理回収株式会社	千葉県千葉市
イオン・アリアンツ生命保険株式会社	東京都千代田区
AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd.	香港 九龍
AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.	タイ バンコク
AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD	マレーシア クアラルンプール

(注) 国内子会社9社、海外子会社のうち現地株式市場に上場している3社について記載しております。

(13) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比
国内	5,099名	85名増
リテール	2,678名	62名増
ソリューション	2,421名	23名増
国際	10,842名	97名増
中華圏	506名	24名増
メコン圏	6,374名	160名減
マレーシア圏	3,962名	233名増
その他の	318名	12名減
合計	16,259名	170名増

(注) 1.従業員数は、就業者数であり、時給制従業員、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

2.国際事業に属する国・地域内訳は次のとおりであります。

中国、香港、タイ、マレーシア、台湾、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、カンボジア、ラオス、ミャンマー

3.当社の従業員は全てその他のセグメントに属しております。

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
212名	3名減	42.6歳	2.0年

(注) 従業員数は就業者数であります。また、平均年齢、平均勤続年数は、イオンフィナンシャルサービス株式会社単体のプロパー社員より算出しております。

(14) 主要な借入先 (2023年2月28日現在)

該当事項はありません。

※子会社を含めた借入総額は、7,570億円です。各社の主要な借入先は株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行となります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項 (2023年2月28日現在)

該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項（2023年2月28日現在）

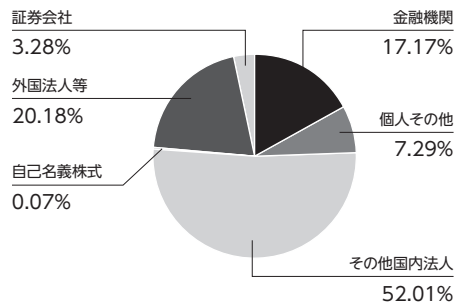
- (1) 発行可能株式総数 540,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 216,010,128株
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 33,002名
- (5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 千株	持株比率 %
イ オ ン 株 式 会 社	104,051	48.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	21,851	10.12
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,815	3.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 常任代理人：株式会社みずほ銀行	4,891	2.26
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572 常任代理人：株式会社みずほ銀行	3,318	1.53
マックスバリュ西日本株式会社	2,646	1.22
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2 常任代理人：株式会社みずほ銀行	2,545	1.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 常任代理人：株式会社みずほ銀行	1,955	0.90
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,761	0.81
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM 常任代理人：香港上海銀行	1,719	0.79

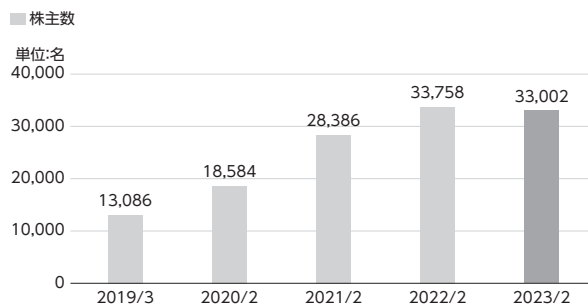
- (注) 1.持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2.持株比率は、自己株式（152,460株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (6) 当事業年度中に会社役員に対し報酬等として付与された株式に関する事項
該当事項はありません。

所有者別株式保有状況



株主数の推移



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役会長	鈴木正規	A F Sコーポレーション株式会社取締役
代表取締役社長	藤田健二	イオンクレジットサービス株式会社代表取締役社長 株式会社イオン銀行取締役
取締役兼常務執行役員 グループオペレーション 企画担当	万月雅明	
取締役兼常務執行役員 海外事業担当兼 海外事業本部長	玉井貢	AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.代表取締役会長 AEON CREDIT SERVICE(M) BERHAD取締役 ACS Trading Vietnam Co., Ltd.出資者会長
取締役兼常務執行役員 グループ経営企画担当	木坂有朗	イオンプロダクトファイナンス株式会社取締役
取締役兼常務執行役員 グループ経営管理担当	三藤智之	AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd.取締役会長
取締役	富永廣規	A F Sコーポレーション株式会社代表取締役社長 株式会社イオン銀行取締役 イオン住宅ローンサービス株式会社社外取締役
取締役	渡邊廣之	イオン株式会社執行役員副社長 イオンディライト株式会社取締役
取締役 (社外役員)	中島好美	事業構想大学院大学特任教授 日本貨物鉄道株式会社社外取締役 株式会社アルバック社外取締役 積水ハウス株式会社社外取締役
取締役 (社外役員)	山澤光太郎	ウイングアーク1st株式会社社外取締役 HiJoJo Partners株式会社社外取締役 モーニングスター株式会社社外取締役
取締役 (社外役員)	佐久間達哉	青山T S法律事務所弁護士 株式会社パワーエックス社外取締役

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役 (社外役員)	長坂 隆	長坂隆公認会計士事務所代表 特種東海製紙株式会社社外取締役 パーク24株式会社社外取締役監査等委員
常勤監査役 (社外役員)	高橋 誠	A F S コーポレーション株式会社監査役 株式会社イオン銀行監査役
監査役 (社外役員)	大谷 剛	
監査役 (社外役員)	余語 裕子	株式会社ヘリオス社外取締役
監査役	福田 真	AEON Stores (Hong Kong) Co., Ltd.社外取締役 イオン株式会社財務部長

- (注) 1.中島好美、山澤光太郎、佐久間達哉及び長坂隆の各氏は社外取締役であります。
- 2.高橋誠、大谷剛及び余語裕子の各氏は社外監査役であります。
- 3.監査役福田真氏は株式会社東京証券取引所プライム市場上場会社において財務部門責任者を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4.当社は、取締役中島好美、取締役山澤光太郎、取締役佐久間達哉、取締役長坂隆、監査役大谷剛、監査役余語裕子の各氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
- 5.2022年5月23日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって取締役若生信弥氏は任期満了により退任し、富永廣規氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- 6.2022年5月23日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって社外監査役鈴木順一氏、監査役宮崎剛氏は辞任により退任し、高橋誠氏は新たに社外監査役に、福田真氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役及び社外監査役（イオングループ出身者を除く）の各氏と会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役（イオングループ出身者を除く）の各氏が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失のないときは、当社に対して賠償すべき額は、200万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度とし、この限度を超える社外取締役及び社外監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社、当社の全ての国内子会社及び主要な海外子会社の取締役、監査役及び執行役員。

② 保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年4月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社の役員の報酬は、当社の経営戦略及び業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付ける報酬制度としており、パートナー（お客さま、株主の皆さま、従業員等）に納得され支持される、透明性・公正感が高く、分かりやすいものとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- (i) 報酬の構成
取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績報酬」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成する。ただし、社外取締役については、基本報酬のみを支給する。
- (ii) 基本報酬の個人別の報酬額
取締役の基本報酬は、役位別に設定した基準金額内で、個人別の役割と評価に基づき定め、支給する。
- (iii) 業績報酬の内容及び額
・取締役の業績報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとし、当該年度の会社業績及び個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動幅を設ける。
・会社業績の算定にあたっては、平常の事業成績を最も適切にあらわすことができる経常利益の予算達成の水準を主な指標とし、一過性の利益の有無、期中での経営環境の変化、内部取引条件の改定などを考慮する。なお、当期における経常利益の予想値は550億円～600億円、実績は615億円であります。
- (iv) 株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標
・株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。
・取締役に割り当てる新株予約権の個数は、役位別に設定した規定数をもとに、当該年度の終了後、当該年度の会社業績に基づき決定する。
- (v) 取締役の個人別の報酬等の額に対する報酬等の種類ごとの割合
種類別の報酬割合は、下表を目安とする。
(業績報酬、株式報酬型ストックオプションが規定額で支給された場合)

役位	基本報酬 (金銭報酬)	業績報酬 (金銭報酬)	株式報酬型 ストックオプション (非金銭報酬)
社長	50%程度	35%程度	15%程度
執行役員を兼務する取締役	60%程度	30%程度	10%程度
社外取締役	100%	0%	0%

- (vi) 取締役の個人別の報酬等の内容に関わる決定について再委任を受ける場合
・取締役会は、独立社外取締役が委員長を務め、独立社外取締役が委員の過半数を占める割合で構成する指名・報酬諮問委員会の意見を聞いて、取締役の報酬制度全般及び当該年度の支給水準を決定することとする。

- ・取締役会は、代表取締役社長藤田健二に取締役の個人別の報酬額の具体的内容について委任することを決議できる。委任する権限の内容及び裁量の範囲は、各取締役の基本報酬及び業績報酬の支給額の決定に関する部分とする。委任する理由は、代表取締役社長は各取締役の業務内容全般を把握しており、評価を適切に行えると判断したからであります。
- ・委任を受けた代表取締役社長は、取締役会の再委任の条件に従い、指名・報酬諮問委員会の意見を聞いて決定をしなければならないこととする。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	報酬等の額 (千円)		
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	10 (4)	172,470 (53,400)	55,700 (-)	13,399 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	29,400 (29,400)	-	-
合計 (うち社外役員)	14 (8)	201,870 (82,800)	55,700 (-)	13,399 (-)

(注) 1.上表には、2022年5月23日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

2.取締役の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第34期定時株主総会において、年額550百万円以内と決議いただいております。なお、このうち金銭報酬が年額400百万円以内(うち社外取締役分は2022年5月23日開催の第41期定時株主総会で100百万円以内と決議)とし、株式報酬型ストックオプションの公正価値分として年額150百万円以内となっております。

第34期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名(うち、社外取締役は4名)、第41期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、12名(うち、社外取締役は4名)です。

3.報酬等の額には、取締役5名に対する業績連動報酬等の支払いに係る費用55.7百万円が含まれております。また、非金銭報酬等には、取締役6名に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の割り当てに係る費用13,399千円が含まれております。

4.監査役の報酬限度額は、1994年5月18日開催の第13期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(社外監査役は3名)です。

5.当事業年度末現在の人員は取締役12名及び監査役4名です。このうち、取締役2名及び監査役1名は無報酬です。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役中島好美氏は、事業構想大学院大学特任教授であり、日本貨物鉄道株式会社、株式会社アルバック及び積水ハウス株式会社の社外取締役であります。同大学院及び各社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役山澤光太郎氏は、ウイングアーク1st株式会社、HiJoJo Partners株式会社及びモーニングスター株式会社の社外取締役であります。各社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役佐久間達哉氏は、青山TS法律事務所の弁護士であり、株式会社パワーエックスの社外取締役であります。同事務所及び同社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役長坂隆氏は、長坂隆公認会計士事務所の代表であり、特種東海製紙株式会社の社外取締役、パーク24株式会社の社外取締役監査等委員であります。同事務所及び各社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役高橋誠氏は、A F S コーポレーション株式会社及び株式会社イオン銀行の監査役であります。A F S コーポレーション株式会社は当社の子会社であります。株式会社イオン銀行はA F S コーポレーション株式会社の子会社であります。
- ・社外監査役余語裕子氏は、株式会社ヘリオスの社外取締役であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 中 島 好 美	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。</p> <p>国内・海外での豊富な事業経験とダイバーシティ（多様性）に関する高い識見を有しており、当該視点から取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された同委員会12回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督を行っております。</p> <p>さらに、2022年4月20日付で設置いたしました取引等審査委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会6回のうち5回に出席し、少数株主の利益の保護の観点から当社の支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引に対して意見を述べております。</p>
社外取締役 山 澤 光 太 郎	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。</p> <p>金融業界における豊富な経験、財務・会計関連の知識、コーポレート・ガバナンスに関する高い識見を有しており、当該視点から、取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会12回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における助言を行っております。</p> <p>さらに、2022年4月20日付で設置いたしました取引等審査委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会6回の全てに出席し、少数株主の利益の保護の観点から当社の支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引に対して意見を述べております。</p>
社外取締役 佐久間 達 哉	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に法曹界における長年の豊富な経験と法律・コンプライアンスに関する高い識見を有しており、当該視点から取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会12回のうち11回に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における助言を行っております。</p> <p>さらに、2022年4月20日付で設置いたしました取引等審査委員会の委員長として、当事業年度に開催された同委員会6回の全てに出席し、少数株主の利益の保護の観点から当社の支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引に対して意見を述べております。</p>

		出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長 坂 隆	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。</p> <p>長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と内部統制に関する高い識見を有しており、当該視点から取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会12回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における助言を行っております。</p> <p>さらに、2022年4月20日付で設置いたしました取引等審査委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会6回の全てに出席し、少数株主の利益の保護の観点から当社の支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引に対して意見を述べております。</p>
社外監査役	高 橋 誠	<p>監査役に就任後、当事業年度に開催された取締役会14回の全て、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>上場企業における経営管理、コンプライアンス、内部統制、経営監査等に関する豊富な経験を有しており、議案等の審議に際し、積極的に発言を行っております。</p>
社外監査役	大 谷 剛	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全て、また、監査役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>上場企業において内部監査部門長、監査役を歴任し、豊富な経験と幅広い識見を有しており、議案等の審議に際し、積極的に発言を行っております。</p>
社外監査役	余 語 裕 子	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全て、また、監査役会19回のうち18回に出席いたしました。</p> <p>外資系金融企業における豊富な経験とコーポレート・ガバナンスに関する高い識見を有しており、議案等の審議に際し、積極的に発言を行っております。</p>

- ③ **親会社等又は当該親会社等の子会社等の役員を兼任している場合の親会社等又は当該親会社等の子会社等（当社を除く）からの役員報酬等の総額**
該当事項はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	149百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	518百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、グループ経営管理本部等の社内関係部署からの報告や資料及び会計監査人より説明を受けた監査計画の内容及び、監査時間、報酬単価等の報酬見積もりの算出根拠や算出内容について、前年度の監査実施状況とも比較、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条の同意をいたしております。

3.当社の重要な子会社のうち、AEON Financial Service (Hong Kong) Co., Ltd.、AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd.、AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.、AEON CREDIT SERVICE (M) BERHADにつきましては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、財務調査等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等に問題があり、監査の遂行に支障があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

(6) **補償契約の内容の概要**

該当事項はありません。

(7) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策と位置付け、株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性を向上するための内部留保金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としており、定款第37条に、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を規定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	6,338,823	流動負債	5,344,510
現金及び預金	842,615	買掛金	255,662
コ－ル	10,373	銀行業における預金	4,397,953
割賦売却掛金	1,769,588	短期借入金	221,934
リース債権及びリース投資資産	11,951	1年内返済予定の長期借入金	117,858
営業貸付金	845,262	1年内償還予定の社債	85,237
銀行業における貸出金	2,160,775	コ－シャル・ペーパー	75,000
銀行業における有価証券	460,545	賞与引当金	4,365
保険業における有価証券	18,134	ポイント引当金	798
買入金銭債権	22,534	その他の引当金	190
金銭の信託	123,894	その他	185,509
その他の引当金	200,590	固定負債	773,824
貸倒引当金	△127,445	保険契約準備金	54,338
固定資産	319,974	社債	264,826
(有形固定資産)	31,925	長期借入金	417,238
建物	9,555	退職給付に係る負債	2,151
工具、器具及び備品	21,980	利息返還損失引当金	4,822
建設仮勘定	222	その他の引当金	232
その他	167	繰延税金負債	1,286
(無形固定資産)	131,040	その他	28,928
のれん	13,191	負債合計	6,118,335
ソフトウェア	113,906	[純資産の部]	
その他	3,942	株主資本	443,750
(投資その他の資産)	157,008	資本剰余金	45,698
投資有価証券	17,959	資本剰余金	120,270
繰延税金資産	37,544	利益剰余金	278,172
繰延税金負債	50,741	自己株式	△390
繰延税金負債	50,763	その他の包括利益累計額	△8,950
繰延資産	670	その他有価証券評価差額金	△27,661
社債発行費	670	繰延ヘッジ損益	120
		為替換算調整勘定	18,738
		退職給付に係る調整累計額	△147
		新株予約権	13
		非支配株主持分	106,319
		純資産合計	541,133
資産合計	6,659,468	負債純資産合計	6,659,468

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		451,767
包括信用購入あっせん収益	112,416	
個別信用購入あっせん収益	48,450	
融 資 収 益	137,960	
償 却 債 権 取 立 益	16,116	
金 融 収 益	34,403	
銀行業における貸出金利息	24,371	
銀行業における有価証券利息配当金	3,162	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	204	
受 取 利 息	875	
そ の 他 の 金 融 収 益	5,789	
保 険 収 益	13,205	
責 任 準 備 金 戻 入 額	10,029	
そ の 他 の 保 険 収 益	3,175	
役 務 取 引 等 収 益	62,178	
そ の 他 の 収 益	27,036	
営 業 費 用		392,907
金 融 費 用	23,562	
支 払 利 息	18,953	
銀行業における預金利息	2,397	
そ の 他 の 金 融 費 用	2,210	
保 険 費 用	12,928	
保 険 金 等 支 払 金	11,191	
そ の 他 の 保 険 費 用	1,737	
役 務 取 引 等 費 用	11,345	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 用	342,034	
そ の 他 の 費 用	3,035	
営 業 利 益		58,859

科 目	金	額
営 業 外 収 益		2,700
受 取 配 当 金	108	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	309	
為 替 差 益	1,245	
補 助 金 収 入	117	
受 取 補 償 金	734	
そ の 他 用 意 料	185	
営 業 外 費 用		13
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	9	
雑 損	3	
経 常 利 益		61,547
特 別 利 益		14
固 定 資 産 売 却 益	10	
新 株 予 約 権 戻 入 益	3	
特 別 損 失		1,760
固 定 資 産 処 分 損 失	478	
減 損 損 失	777	
子 会 社 清 算 損 失	149	
経 営 統 合 費 用	84	
シ ス テ ム 移 行 関 連 費	245	
新 型 感 染 症 対 応 に よ る 損 失	24	
そ の 他	1	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		59,801
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,931	
法 人 税 等 調 整 額	3,246	16,177
当 期 純 利 益		43,623
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		12,945
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		30,677

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

計算書類

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	386,404	流動負債	292,823
現金及び預金	2,652	短期借入金	125,890
立替金	128	コマーシャル・ペーパー	75,000
前払費用	639	1年内償還予定の社債	75,000
未収入金	6,940	1年内返済予定の長期借入金	10,500
未収収益	184	1年内返済予定の関係会社長期借入金	109
短期貸付金	375,020	未払費用	3,045
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	109	未払法人税等	411
未収還付法人税等	729	未払消費税等	101
固定資産	404,882	未払消費税込	71
(有形固定資産)	246	前受収益	180
建物	190	預り金	2,324
工具、器具及び備品	55	賞与引当金	136
(無形固定資産)	1,344	役員業績報酬引当金	41
ソフトウェア	1,344	その他	11
(投資その他の資産)	403,292	固定負債	285,418
投資有価証券	49,743	社長期借入金	215,000
関係会社株式	336,690	関係会社長期借入金	68,500
関係会社社債	3,054	その他	327
関係会社長期貸付金	327	負債合計	578,242
長期前払費用	133	[純資産の部]	
繰延税金資産	11,801	株主資本	211,797
差入保証金	1,542	資本剰余金	45,698
繰延資産	667	資本準備金	121,506
社債発行費	667	利益剰余金	121,506
資産合計	791,954	利益剰余金	44,982
		その他利益剰余金	3,687
		別途積立金	41,295
		繰越利益剰余金	35,995
		自己株式	5,300
		評価・換算差額等	△390
		その他有価証券評価差額金	1,901
		新株予約権	1,901
		純資産合計	13
		負債純資産合計	213,712
			791,954

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		17,493
関係会社受取配当金	8,989	
関係会社受入手数料	8,156	
その他の費用	348	
営 業 費 用		8,143
販売費及び一般管理費	8,143	
営 業 利 益		9,349
営業外収益		1,910
受取利息及び配当金	1,524	
為替差益	313	
その他の	71	
営 業 外 費 用		2,089
支払利息	1,402	
コミットメントファイ	11	
投資有価証券評価損	9	
デリバティブ評価損	370	
社債発行費償却	291	
その他	3	
経 常 利 益		9,170
特別利益		3
新株予約権戻入益	3	
特別損失		88
固定資産処分損	4	
経営統合費用	84	
税 引 前 当 期 純 利 益		9,086
法人税、住民税及び事業税	463	
法人税等調整額	△79	
当期純利益		8,702

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月14日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奥 津 佳 樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山 崎 健 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオンフィナンシャルサービス株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオンフィナンシャルサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月14日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 津 佳 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 崎 健 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオンフィナンシャルサービス株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の通り、当社子会社のイオンプロダクトファイナンス株式会社(以下、同社)は2022年4月15日に関東経済産業局より、割賦販売法に基づく業務改善命令を受けました。監査役会はこの事実を重く受け止め、同社監査役と連携し、再発防止策、及び法令遵守体制の構築に向けた取り組みが着実に実行されるよう注視するとともに、当社の子会社に対するガバナンス強化の取り組みの実効性について引き続き監視・検証してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月19日

イオンフィナンシャルサービス株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 高橋 誠 ㊟

社外監査役 大谷 剛 ㊟

社外監査役 余語 裕子 ㊟

監査役 福田 真 ㊟

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

- 「スマート行使」による方法
 - 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です）。
 - 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
- 議決権行使コード・パスワード入力による方法
 - 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- パスワード（株主さまが変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
 - パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
 - パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ご注意
 - 行使期限は2023年5月23日（火曜日）午後6時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
 - 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
 - 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
 - インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。
 - インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。
- お問い合わせ先について
ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネット等による議決権の行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内します。



みずほ信託銀行主催 「使おう!スマート行使[®]キャンペーン」のご案内

「スマート行使[®]」をご利用いただき、 アンケートにご回答いただいた株主さまへ 抽選でQUOカード500円分を進呈いたします。

あおまる
©2021 Mizuho Financial Group, Inc.

スマートフォン用議決権行使サイト「スマート行使[®]」にて議決権を行使いただいた後に、アンケートにご回答のうえご応募ください。なお、議決権行使の内容は抽選に関係ございません。

スマート行使[®]の議決権行使、アンケートご回答は、1回のみ可能です。その他、スマート行使[®]のご利用方法、注意事項については裏面をご参照ください。

ご応募期限

議決権行使期限までです。

議決権行使期限は同封の招集ご通知または議決権行使書面をご覧ください。

賞品 QUOカード500円分

抽選割合 応募者100名様につき1名様

賞品発送時期 株主総会開催月の翌々月末頃
(当選は発送をもって代えさせていただきます。)

キャンペーンの詳細等はこちらを ▶
ご参照ください。



2023.03.15



（実際の画面内容は上記見本と異なる場合があります。また、応募にあたっては、下記の留意事項および個人情報の取り扱いについてのご同意が条件となります。）

本キャンペーンに関する留意事項および個人情報の取り扱いについて

●本キャンペーン企画(以下、本企画)はみずほ信託銀行(以下、当行)が主催しております。●本企画にあらかじめ参加を表明した株式発行会社(以下、参加発行会社)の株主様を対象としております。●抽選は、株主総会開催月毎に、全ての参加発行会社の応募者様全員を対象に実施します。●複数の参加発行会社の議決権をご所有の株主様は、各社1口ずつのご応募ができます。●当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。●本企画にご応募される株主様は、株主様が株式をご所有する参加発行会社が、抽選・賞品発送に必要な応募情報、ご自身の住所、氏名、株主番号およびスマート行使の利用の有無等(以下、応募株主個人情報等)を当行に提供することに同意したものとみなします。●当行は、参加発行会社から、応募株主個人情報等の提供を受け、抽選、当選通知、賞品の発送およびお問い合わせへの対応のため利用します。また、当行は、応募株主個人情報等およびアンケートに記入された株主様の情報(以下、本情報と総称)を、本企画の効果分析の目的で個人を特定しない統計的情報として利用することがあります。当行は、本情報を、株主様のご同意なしにこれらの目的以外に利用することはありません。当行は、本情報を、株主様のご同意なしに参加発行会社を除く第三者に開示することはありません。上記のほか、当行は、本情報を、当行のプライバシーポリシー(<https://www.mizuho-tb.co.jp/protection/customer/policy.html>)に従って利用します。●本企画は予告なく中止する場合があります。

キャンペーンの詳細等はこちらを ▶
ご参照ください。



本キャンペーンに関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

☎ 0120-018-324 (平日9:00～17:00)

ID・パスワード不要の「スマート行使[®]」で 議決権行使をかんたんに!!

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

注意
「スマート行使」の
議決権行使は
1回のみ



同封の議決権行使書の右下にログインQRコードが記載されています。



スマホのQRコード読み取りアプリを起動します。

※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。



ログインQRコードにスマホをかざして読み取ります。

※アプリの指示に従ってください。



「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。



議決権とは、経営陣の選任や資産の使い方など株主総会に付議される重要な議案に対し、株主さまとして賛否の票を投じることができる、会社経営に参画するための大変重要な権利です。

株主総会にご出席されない場合は、「スマート行使[®]」などをご利用いただき、事前の議決権行使をお願いいたします。

注意事項

「スマート行使」での
議決権行使は

1回のみ可能です。

再度行使するときは、右記「ID・パスワード入力による場合」記載のお手続きとなります。

「スマート行使」ご利用の推奨環境は以下のとおりです。

iPhone端末 iOS8.1以上 (Safariブラウザ)

Android端末 Android4.4以上 (Chromeブラウザ)

※ご利用端末の状況により、上記の条件を満たしていてもご利用にできない場合がありますが、あらかじめご了承ください。

「スマート行使」のほか、以下の方法でも議決権行使をすることができます。



郵送の場合

同封の議決権行使書の賛否記入欄に議案についての賛否を記入のうえ、右片を切り取って締切日時までまでに到着するように投函してください。



ID・パスワード入力による場合

下記のみずほ信託銀行「議決権行使ウェブサイト」にアクセスして、議決権行使書に記載の議決権行使コード(ID)・パスワードにより議決権行使をすることができます。
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「スマート行使」、「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 ☎0120-768-524 (年末年始除く) (9:00~21:00)

株主インフォメーション

■株主メモ

決 算 期	2月末日
基 準 日	期末配当、定時株主総会 2月末日 中間配当 8月末日 (そのほか必要がある場合には、あらかじめ公告します)
定時株主総会	5月末日までに開催
公 告 方 法	電子公告 ただし電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 (アドレス) https://www.aeonfinancial.co.jp/
上場証券取引所	東京証券取引所
株主名簿管理人	〒100-8241 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社証券代行部 TEL:0120-288-324 (フリーダイヤル)

取次事務は、みずほ信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っています。

1 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社等に口座がないため特別口座にて管理されている株主さまは、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社にお申出ください。

2 未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社にお申出ください。

イオンフィナンシャルサービスに関する
情報はホームページでご覧になれます。



「イオンフィナンシャルサービス 暮らしのマネーサイト」は、イオンクレジットサービス㈱、㈱イオン銀行、イオン保険サービス㈱が提供する金融サービスをワンストップでご利用いただける金融ポータルサイトです。IR情報につきましては、「コーポレートサイト」にてご確認ください。ぜひ、ご利用ください。



暮らしのマネーサイト <https://www.aeon.co.jp/>
コーポレートサイト <https://www.aeonfinancial.co.jp/>



■ 配当のご案内

【配当金について】

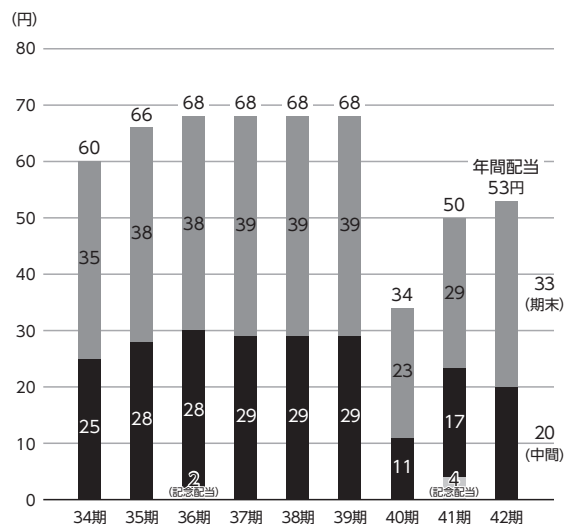
当社は、株主の皆さまへの利益還元を機会を充実させることを目的に、剰余金の配当を年2回（中間・期末）実施することとし、取締役会決議により剰余金の配当を行う旨を定めています。

当期末の剰余金の配当は、2023年4月21日開催の取締役会において、1株当たり普通配当33円とすることを決議いたしました。これにより、中間配当金20円と合わせた当期の年間配当金は、1株当たり53円となります。なお、配当金の支払い開始日（効力発生日）は、2023年5月9日（火曜日）とさせていただきます。

※配当金計算書について

配当金支払の際に送付しています「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねています。確定申告を行う際は、その参考資料としてご使用いただくことができますので、確定申告をなされる株主さまは、大切に保管してください。なお、株式数比例配分方式をご選択いただいている方は、税額などの計算は証券会社等で行われますので、確定申告を行う際の参考資料につきましては、お取引されている証券会社等にご確認ください。

年間配当金の推移（1株当たり）



●配当金に係る源泉徴収税率について

2037年12月31日までの間は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が施行されており、その所得税額に対して2.1%が復興特別所得税として追加課税されています。

■上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率について

配当等の支払開始日	2037年12月31日まで	2038年1月1日～
上場株式等の配当等の税率	20.315% 【内訳】 所得税(15%) + ※復興特別所得税(0.315%) 住民税(5%)	20% 【内訳】 所得税(15%) 住民税(5%)

※15%×復興特別所得税率2.1%=0.315%

※配当等をお受取りになる方が、法人の場合には住民税は課税されません。

その他詳細に関しましては所轄の税務署等へご確認ください。

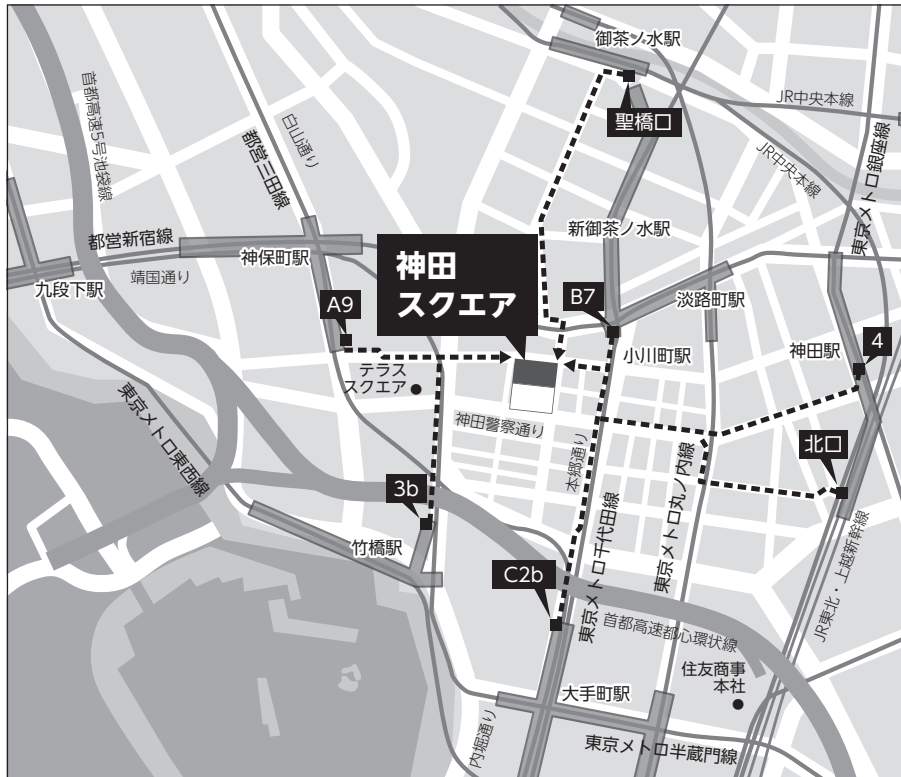
株主総会会場のご案内

【場 所】 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
神田スクエア2階 スクエアホール

【TEL】 03-6811-7866

【交通】 都営新宿線「小川町駅」 B7出口 徒歩3分
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」 B7出口 徒歩3分
東京メトロ丸の内線「淡路町駅」 B7出口 徒歩3分
東京メトロ東西線「竹橋駅」 3b出口 徒歩6分
東京メトロ半蔵門線「神保町駅」 A9出口 徒歩5分
東京メトロ千代田線「大手町駅」 C2B出口 徒歩8分
JR中央・総武線「御茶ノ水駅」 聖橋口出口 徒歩9分
JR各線「神田駅」 4番北口 徒歩10分

(注) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。



※会場が前回と異なっておりますので、お間違のないようご注意ください。